



# 三重県公報

平成17年5月10日(火)

号外

## 目次

### 監査委員公表

- 監査結果に対する措置の公表……………(監査委員) 1

### 監査委員公表

#### 監査委員公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき実施した監査について、その結果に関して講じた処理状況が知事、委員会の長から通知されたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成17年5月10日

三重県監査委員	鈴	木	周	作
三重県監査委員	福	田	慶	一
三重県監査委員	乙	部	一	巳
三重県監査委員	秋	月		功

施策名 (111) 人権尊重社会の実現

主担当部局名 生活部

監査の結果

1 人権・同和問題啓発事業の充実と展開

全国に先駆けて「人権県宣言」を決議するなど人権・同和問題の解消に積極的に取り組んできているが、依然として差別事象が発生し、人権相談は年々増加している。県民意識基礎調査においては、人権が尊重されている社会だと感じている人が半数以下である。

県では、人権センターをすべての人権の啓発拠点と位置付け、また、各県民局には市町村等が参画する広域人権まちづくり協議会を設置し、多様な啓発事業を行っているが、より多くの県民の参加が得られるよう事業を見直し、さらなる展開を図るとともに、市町村における人権施策の取組を積極的に支援されたい。

講じた措置 (人権・男女共同参画・文化分野)

平成16年度

1 実施した取組内容

- (1) 県民啓発講座・・・平成16年7月～8月 参加者714名
- (2) 感性に訴える人権啓発事業・・・平成16年11月 参加者543名
- (3) 人権フォーラム・・・平成17年1月 参加者5,400名
- (4) 人権に関わるパネル展・・・平成16年11月～12月(強調月間) 参加者7,632名
- (5) フォトコンテストの開催・・・応募 385作品
- (6) 絵本の作成・・・応募 133作品
- (7) 電波による啓発・・・人権・同和問題啓発映画の放映、啓発スポットの放映等
- (8) ポスターによる啓発・・・人権ポスターの展示、同和問題等啓発ポスターの配布。
- (9) 地域住民・団体及び市町村、県で構成する広域人権まちづくり協議会へ事業委託を行うことにより、地域における人権啓発事業を支援しました。
- (10) 人権啓発活動推進事業により、市町村が実施する人権啓発の取組に対し補助しました。  
52市町村

2 取組の成果

県民に対し、県民啓発講座、感性に訴える人権啓発事業等を実施したところ、多くの参加者があり、県民の人権意識の向上に寄与することができました。

県内各地で様々な啓発事業が実施され、多くの県民の参加が得られました。

平成17年度以降(取組予定等)

- (1) 平成16年度から17年度にかけて実施する、「人権に関する県民意識調査」の結果を参考にして、啓発手法の見直しを行い、より効果的な啓発に努めていきます。なお、平成17年度は次の取組を進めることとしています。
- (2) 平成17年度実施予定事業  
県民啓発講座、感性に訴える人権啓発事業、人権フォーラム、人権に関わるパネル展、フォトコンテスト、絵本の作成、漫画による啓発冊子の作成、啓発パンフレットの作成、人権パネルの作成、街頭啓発事業、企業に対する人権研修事業、電波による啓発、ポスターによる啓発、市町村啓発担当職員研修事業、広域人権まちづくり等推進事業、人権啓発活動推進事業、ひとにやさしいまちづくり支援事業、地域に密着した人権啓発事業

## 施策名 (111) 人権尊重社会の実現

主担当部局名 生活部

## 監査の結果

## 2 同和問題への取組の促進

昭和44年に同和対策事業特別措置法が制定されて以来、県では市町村や関係団体などと連携を図りながら、住宅や道路等の生活環境をはじめ、教育や就労などの改善に取り組んできた。県が平成13年6月にまとめた「同和対策事業の成果と課題」によると、これらの事業により一定の成果は出ているが、未だ差別意識が存在し、生活環境等の課題も残されている。

同和対策は平成14年度以降一般対策に移行しているが、今後とも差別解消に向けた取組を積極的に展開されたい。

## 講じた措置(人権・男女共同参画・文化分野)

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

特別対策から一般対策への円滑な移行ができるように、平成13年度末の同和対策関係178事業を「平成14年度以降の一般対策事業の活用について」の冊子として取りまとめました。

現在もこれらを適切かつ最大限に活用しながら、各部局において課題解決に向けて取り組んでいます。

- (1) 地域の基盤整備については、地方改善施設(設備)整備事業で、隣保館の整備については隣保館整備事業、運営および事業については隣保館等運営費補助金及び隣保館事業費補助金で実施しました。
- (2) 専修学校で修業することが困難な方に対しては、専修学校高等課程修業奨学金及び専修学校専門課程修業支援利子助成金の2つの事業で支援しています。
- (3) 平成15年度から実施している住民が主体となって人権の視点に立ったまちづくりを進めるための活動に支援する「ひとにやさしいまちづくり支援事業」を平成16年度から重点プログラム事業に位置づけました。
- (4) 平成16年度から重点プログラム事業として、地域において住民の身近なところで相談対応ができる環境づくりを推進するため、「人権相談体制充実支援事業」を実施していますが、平成16年度はNPO等による相談の実施状況の調査及び調査結果を踏まえた講座の開催に向けた準備を行いました。

## 2 取組の成果

- (1) 地方改善施設(設備)整備事業(生活部) 1市 2町 3件  
隣保館整備費補助金(生活部) 1市 2館 3件  
隣保館等運営費補助金(生活部) 19市町村 38館  
隣保館事業費補助金(生活部) 16市町村 37館
- (2) 専修学校高等課程修業奨学金 実績なし  
専修学校専門課程修業支援利子助成金(生活部) 7件
- (3) ひとにやさしいまちづくり支援事業(生活部) 6協議会
- (4) 相談支援体制充実支援事業(生活部) NPO等に対する実態調査によりニーズ等を把握

## 平成17年度以降(取組予定等)

16年度に実施している事業に継続して取り組むとともに、人権の視点から捉えた企業の社会的責任について、三重県版のガイドラインを作成するための調査・研究等を行う「人権文化の構築のための企業等支援事業」を新規事業として実施します。

また、ひとにやさしいまちづくり支援事業については、支援する協議会数を倍増するとともに、相談体制支援充実事業においては、16年度に実施した調査に基づき、行政機関の相談員と民間の相談員が情報交換・交流(コーディネート)が図れるような研修・講座等を実施します。

施策名 (111) 人権尊重社会の実現

主担当部局名 生活部

監査の結果

3 人権相談の充実

人権センターでは人権侵害に対する相談対応を行っているが、平成15年度には979件の相談があり、平成11年度の相談件数の約2倍となっている。女性相談所や児童相談所等専門機関でも、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待等の相談が急増している状況にある。

人権センターは人権啓発の拠点として各機関と連携を強化し、相談件数や対応状況等人権相談窓口全体の現状と課題を把握するとともに、今後ともネットワーク化の推進、研修会の開催等に取り組み、人権相談全体の充実を図りたい。

また、近年、在住外国人に対する差別事象が増えているので、「共生社会づくり」の施策と連携し、対応を図りたい。

講じた措置 (人権・男女共同参画・文化分野)

平成16年度

1 実施した取組内容

県・市町村等の機関において設置されている相談機関の相談員に対し、人権問題等の知識を習得してもらい、相談員として総合的な資質向上を高めるため相談機能の充実に努めました。

(1) 相談員人権講座の開催

平成16年6月3日から9月2日まで延べ12講座実施

講座内容については、相談員としての知識をより多く修得してもらい、相談に活かせる講座内容としました。

講座内容抜粋…(児童虐待の問題・外国人の人権・高齢者の人権・男女共同参画ほか)

(2) 人権相談ネットワーク会議の開催

公的相談機関(21機関)で構成するこのネットワーク会議において情報交換等を行い、各相談機関の現状及び課題を把握するとともに、資質向上のための研修を実施しました。

(3) 「共生社会づくり」との連携

平成16年4月からスタートした県民しあわせプランにおける重点プログラムの「みえの絆づくり」において、「在住外国人との共生社会づくりの推進」をするための取組を国際室が中心となって実施していますが、この事業を三重県人権施策基本方針第二次推進計画の事業として位置づけて共生社会づくりを総合的に推進しました。

2 取組の成果

(1) 相談員人権講座の参加者70名

(2) 人権相談ネットワーク会議を定期的開催することにより、連携が強化され、1相談機関では対応が難しい相談を円滑に実施することができました。開催回数 3回

(3) 在住外国人との共生社会づくりについては、異なる文化や習慣を理解・尊重することを目的に実施していますが、課題の解決に向けた取組は順調に進捗しています。

在住外国人への情報提供等を行う説明会等開催回数 70回(国際室で実施)

平成17年度以降(取組予定等)

人権相談については、住民意識の多様化とともに、相談内容についても複雑多岐に亘っており、相談員に求められる相談対応能力の向上が益々課題となっています。また、民間、NPO等においても専門相談を行っており、今後は公的機関の相談員と民間の相談機関との連携により相談体制の充実を図ることが重要な課題となってきています。

17年度以降については、民間の相談員の参加を得、行政機関の相談員と人権に関する相談対応に関して、共通認識を深めつつ、情報交換・交流(コーディネート)が図れるような研修・講座等を開催し、人権相談体制の充実を図ります。

17年度に予定している人権施策基本方針の見直しの際に、共生社会づくりの施策との連携をも視野に入れて、見直しを行います。

## 施策名 (111) 人権尊重社会の実現

担当部局名 生活部

## 監査の結果(人権・男女共同参画・文化分野)

## 4 人権・同和教育の推進

学校における差別事象は増加し、いじめなど子どもの人権問題は深刻化している。

県教育委員会では、人権教育セットアッププラン21により、学校における「人権教育推進計画」の策定・実施、校区連絡会や推進協議会など地域ぐるみの取組を支援しているが、引き続き内容の充実等について支援するとともに、市町村や市町村教育委員会とさらに連携を深め、人権教育のリーダーの教育、地域における人権研修会や人権講座の開催など、人権・同和教育を積極的に推進されたい。

## 講じた措置(人権・男女共同参画・文化分野)

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

## (1) 「人権教育実践推進事業」の実施

① 県内の中学校区及び県立学校において、「人権教育推進計画(素案)」に基づき実践研究を行い、10月～12月を中心に授業等を公開し、参加者交流を行いました。

② 各中学校区及び県立学校において、地域ぐるみの取組を推進するため、校区連絡会や人権教育推進協議会を開催し、協議を行いました。

## (2) 「人権教育推進委員会代表者研修会」の実施

① 各学校で設置する人権教育推進委員会の代表者を対象に、「人権教育推進計画」策定や授業づくりなど校内でのリーダーとして活動するための研修を実施しました。

## (3) 「住民主体の人権教育推進事業」の実施

① 人権問題の解決に向かって住民が活動する社会の実現を図るため、市町村が行う住民主体の人権教育推進のための事業に対してその経費の一部を助成しました。

(補助メニュー)

ア 住民の人権教育のリーダー養成

イ 人権問題を考える住民の組織化・ネットワークづくり

ウ 住民主体の人権教育の推進

## (4) 「市町村人権教育担当者研修会」の実施。

① 市町村の人権教育担当者の資質向上を図るとともに、県及び市町村相互の連携を図るため、研修会を開催しました。

## 2 取組の成果

(1) 「人権教育実践推進校区(校)」数 58 中学校区 16 県立学校

(2) 「人権教育推進委員会代表者研修会」開催回数 21 回

(3) 「住民主体の人権教育推進事業」実施市町村数 16 市町村

(4) 「市町村人権教育担当者研修会」開催回数 5 回

## 平成17年度以降(取組予定等)

(1) 全ての中学校区で、人権教育研修会を実施するとともに、特に重点的に支援する中学校区を設け、当該校を中心に支援します。

全ての県立学校で公開授業研修会を実施するとともに、特に重点的に支援する学校を設け、当該校を中心に支援します。

(2) 各市町村で住民主体の人権教育が展開されるよう、引き続き市町村が行う住民主体の人権教育推進のための事業に対してその経費の一部を助成します。

(3) 市町村の人権教育担当者の資質向上を図るとともに、県及び市町村相互の連携を図るため、引き続き研修会を開催します。

施策名 (132) スポーツの振興

主担当部局名 教育委員会

監査の結果

1 スポーツの振興方策

平成14年3月に第4次三重県スポーツ振興計画を策定し、平成14年度から16年度までの3年間で実現すべき施策を定め取り組んでいる。

県民が、それぞれの好み、年齢や体力に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しむためには、スポーツ施設の充実、指導者の養成、総合型地域スポーツクラブの育成などが必要であるが、これらの環境を整備するためには、市町村、体育協会などの関係団体との連携・協力が不可欠であるため、生涯スポーツの振興及び競技スポーツの充実について、県、市町村、関係団体、民間事業者等との役割を明確にし、事業展開を図りたい。

講じた措置 (生涯学習分野)

平成16年度

1 実施した取組内容

「第4次三重県スポーツ振興計画(平成14年度～平成16年度)」においては、県・市町村・各種スポーツ関連団体が連携・協働してスポーツの振興を図るべきであるという考え方から、市町村や各種スポーツ関連団体において期待される内容も併せて記述がされていました。

平成17年3月に策定した「第5次三重県スポーツ振興計画(平成17年度～平成18年度)」においては、現状分析を的確に行うとともに、「第4次三重県スポーツ振興計画」の成果を踏まえ、県と市町村等の役割分担ができるかぎり明確になるよう策定を行いました。

2 取組の成果

具体的には、例えば、「地域スポーツの推進」において、「市町村等が行う、総合型地域スポーツクラブ育成の取組を支援するため、」とし、育成の主体を「市町村等」、県の立場を「支援すること」と明確に記述するなど、役割分担の方針を示しています。

平成17年度以降(取組予定等)

「第5次三重県スポーツ振興計画(平成17年度～平成18年度)」による、県、市町村、関係団体、民間事業者等の役割分担にもとづき、事業展開を行っていく予定です。

施策名 (132) スポーツの振興
-------------------

主担当部局名 教育委員会

監査の結果
-------

2 県営スポーツ施設のあり方検討
------------------

人口10万人当たりの陸上競技場や体育館などの主なスポーツ施設数は、公共が整備したものは27.8施設(全国第37位)、民間施設が1.9施設(全国第46位)となっている。

県営のスポーツ施設については、当初の整備目的、施設の利用状況、市町村の整備状況などを踏まえ、県、市町村、関係団体や民間事業者との役割分担を整理したうえで、今後の県営スポーツ施設の利活用方針を明らかにし、計画的に改修・整備されたい。

また、施設の管理にあたっては、指定管理者制度の導入について検討されたい。

講じた措置(生涯学習分野)
---------------

平成16年度
--------

1 実施した取組内容
------------

県の中核的スポーツ施設である鈴鹿スポーツガーデン及び総合競技場については、競技力向上及び生涯スポーツの普及を図るため、必要な整備を行いました。

市町村でのスポーツ振興を図るため、市町村に対し、公立学校等施設整備費補助金を活用した体育施設の整備促進を働きかけました。

県営スポーツ施設への指定管理者制度の導入について検討を行いました。

2 取組の成果
---------

鈴鹿スポーツガーデンについては、平成19年3月完成予定の体育館の実施設計を行いました。また、総合競技場(陸上競技場)の体育館の雨漏りについては、平成16年9月に修繕を行うとともに、長距離走路公認検定更新を平成17年1月に行いました。

鈴鹿スポーツガーデンほか3施設については、平成18年4月から指定管理者制度を導入する方針が決定しました。

平成17年度以降(取組予定等)
-----------------

平成18年4月から指定管理者制度を導入する予定の鈴鹿スポーツガーデンほか3施設については、それにとまう条例改正等の手続きを進めていきます。

施設の利活用については、平成14年度から利用料金制(鈴鹿スポーツガーデン・総合競技場)を導入し、サービス向上と経費削減に努めていますが、指定管理者制度の導入を機会に一層のサービス向上等を図り、利用拡大に努めていきます。

鈴鹿スポーツガーデンの体育館については、平成17・18年度の2ヵ年で整備を行います。また、県体育協会が宿泊施設及びレストハウスの整備を同時期に計画するなど、役割分担による整備を進めていきます。

市町村での公立学校等施設整備費補助金を活用した体育施設の整備については、引続き働きかけを行っていきます。

## 施策名 (132) スポーツの振興

主担当部局名 教育委員会

## 監査の結果

## 3 競技スポーツへの取組

アテネオリンピックで活躍した選手をはじめ国内外で活躍している本県出身者もあるが、国民体育大会については、種目別では活躍しているものの、平成12年以降の天皇杯の順位は第40位以下となっている。

第4次三重県スポーツ振興計画等においては、競技スポーツについての目標設定が明確に示されていないので、競技スポーツへの取組について、県としての考え方・方針を明確にされたい。

## 講じた措置 (生涯学習分野)

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

- (1) 第4次スポーツ振興計画においては、国体等の総合成績等の向上を目標とした競技力の向上については、明確な目標設定をしていないものの、競技スポーツの持つ効果や競技力の高い選手を育成することの重要性について記述しています。
- (2) これに対する取組として、県体育協会と連携し、各競技団体がジュニア期からシニア期までの長期的な展望で選手育成を行うための「一貫指導マニュアル」を平成15年度末に作成し、市町村教委、県内公立小中高等学校、県医師会、各競技団体等へ配布し周知を図りました。
- (3) 県体育協会事務局と継続して協議を重ね、各競技団体における一貫指導の推進、選手強化に向けた取り組みへの支援の在り方について検討を行いました。また、「一貫指導マニュアル」の実践状況や計画的な選手育成への取り組みの実施状況を確認するため、競技団体の活動視察を行いました。
- (4) 国民体育大会に対する取り組みについて、東海ブロック大会及び本大会において、県体育協会とともに三重県本部役員団を編成し、各競技の視察・激励及び戦力分析を行いました。
- (5) 平成17年3月には、平成17年度・平成18年度の2ヶ年を対象とした第5次スポーツ振興計画を策定し、その中で、競技力の向上を位置づけるとともに、国民体育大会の成績向上、東海ブロック予選の突破及び本大会での上位入賞を目標としています。

## 2 取組の成果

- (1) 「一貫指導マニュアル」の作成をはじめ、各競技団体の計画的な取り組みに向けた基盤づくりが進みつつあります。
- (2) 国体への取組について、総合成績等について県体育協会と協議しながら目標設定・評価を行う必要があります。各競技種目についても、具体的な現状分析に基づいた目標設定と強化計画の実行、結果の評価・分析による課題の明確化を県体育協会を通じて各競技団体に求めていくことが必要です。それに基づき、「一貫指導マニュアル」を活用した競技団体の取組を中心に県体育協会への委託事業として実施していく必要があります。

## 平成17年度以降 (取組予定等)

- 1 平成17年度以降については、第5次スポーツ振興計画の策定にともない、国体における総合成績を目標として位置づけます。国体の成績向上を中心に、競技力向上特別事業を実施し、各競技の強化練習会・遠征等への支援を充実し、一貫指導マニュアルの活用による長期的な選手育成・指導者養成とともに、その実現に向け、県体育協会との連携のもと各競技団体への支援を充実していきます。
- 2 県体協・市町村・学校体育団体・地域クラブ等の代表者で構成する「三重県競技力向上推進委員会」を設置し、本県競技力の向上への取組を推進します。
- 3 県体育協会事務局との協議を継続的に実施し、本県スポーツ振興について情報交換及び方向性の確認を行います。

## 施策名 (132) スポーツの振興

主担当部局名 教育委員会

## 監査の結果

## 4 総合型地域スポーツクラブの育成支援

地域住民が主体的に運営し、年齢、レベルに応じていつでも複数の種目に参加できる総合型地域スポーツクラブは、平成15年度末現在、14市町村で17クラブが設立・運営されている。当初、活動資金として想定していたスポーツ振興くじ(toto)助成金が減少していることもあり、今後、クラブの設立・育成を推進するにあたっては、課題を整理し、自立した運営ができるように市町村等に対し支援されたい。

## 講じた措置 (生涯学習分野)

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

総合型地域スポーツクラブを設立・育成するにあたっての課題としては、

- ① 地域住民による自主運営・受益者負担の原則などの基本的要件が理解されにくい状況にあります。
- ② 各地域のスポーツ関係者間の調整を行い、総合型地域スポーツクラブを創設する能力を有する人や実際にクラブで実技を指導する人材が得にくい状況にあります。

このようなことから、本来、総合型地域スポーツクラブは、会員である地域住民が主体となって運営されるものであり、また、会員会費等による自主財源が基本であることや、県と市町村の役割分担を市町村の生涯スポーツ担当者等に説明しつつ育成の取組を支援してきました。

## 【具体的な支援策】

- ・ 県民の皆さんへの普及啓発
- ・ クラブマネージャーやスポーツ指導者などの人材の養成
- ・ 社会教育主事の派遣による助言・指導 等

## 2 取組の成果

平成16年度末現在、20市町村27クラブが設立され、県民の皆さんの身近なスポーツ拠点として運営されています。

## 平成17年度以降 (取組予定等)

- ① 社会教育主事の派遣等によるクラブ設立に向けた助言・指導
  - ② クラブマネージャーやスポーツ指導者などのクラブ運営の鍵となる人材の育成
  - ③ 総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の開催によるクラブ間の連携強化
  - ④ 県立学校の体育施設の開放など、活動の場の提供
- 等の支援を通じて、総合型地域スポーツクラブの育成に取り組めます。

施策名 (221) 安全で安心な農林水産物の安定的な供給

主担当部局名 農水商工部

監査の結果

1 食の安全・安心の確保

本県では平成 15 年 1 月、消費者や事業者、県行政などの協働による総合的な取組を進め、食に対する信頼感を高めるため、「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づき、平成 14 年度を初年度とする「三重県食の安全・安心確保行動計画」を策定し、安全で安心な食品の生産・流通の確保や衛生管理、指導・監視を推進している。

さらに、食の安全・安心については、平成 16 年度～18 年度の 3 カ年で戦略的に取り組む重点プログラムにも位置付け、農薬・肥料の立入検査件数などの目標値を設定しているが、関係部局と連携して、生産・流通の各段階における指導・検査を充実するとともに、県民に分かりやすく情報提供されたい。

講じた措置 (農水産物供給分野)

平成 16 年度

1 実施した取組内容

平成 16 年 5 月末までに各県民局農水商工部と県民局保健福祉部ごとの農薬・肥料にかかる立入検査等の実施目標数を配分しました。

農水商工部と健康福祉部関係の監視指導の実施状況にかかる情報提供については、平成 15 年度の実績を 7 月に、平成 16 年度の計画を 6 月に三重県ホームページに掲載しました。また、平成 17 年度の計画(案)の公表の段階から両部合わせて 1 月に公表し、県民の意見を求めたところです。

2 取組の成果

農薬販売者、肥料生産業者・販売業者合わせて 800 件の立入検査等を実施しました。

平成 17 年度以降 (取組予定等)

1 平成 16 年度から 18 年度までの 3 カ年を対象とする「県民しあわせプラン戦略計画」の重点プログラムにおいて、「農薬・肥料の立入検査実施(件数)」等を目標項目として掲げており、平成 17 年度も引き続き実施していくこととしています。

2 県民への情報提供としては、農水商工部と健康福祉部を合わせた平成 17 年度監視指導計画を 4 月に公表し、平成 16 年度実績を 6 月末に公表することとしています。

また、計画・実績の公表の際には、監視指導の概略の図式化、検査数や検査内容の説明書きを加えることによって県民にわかりやすく情報提供していくこととしています。

## 施策名 (221) 安全で安心な農林水産物の安定的な供給

主担当部局名 農水商工部

## 監査の結果

## 2 中央卸売市場等のあり方の検討

中央卸売市場について、市場の取扱高が減少傾向にある中、場内業者の経営悪化により未貸付施設が増加するなど経営環境が厳しくなっていることから、引き続き経営指導による場内業者の経営改善や市場の活性化に取り組むとともに、取引規制の緩和等を内容とする卸売市場法の改正に対応して、中央卸売市場のあり方について検討されたい。

また、県内の基幹食肉処理施設である「松阪食肉センター」と「四日市市食肉センター」の再編・統合について、平成13年3月、基本的な方針を定めているが、具体的な方針の決定には至っていないので、施設を運営する両公社をはじめ松阪市・四日市市と十分な連携を取り、関係事業者の理解を得ながら取り組まされたい。

## 講じた措置（農水産物供給分野）

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

## (1) 卸売市場の活性化

- ① 卸売業者に対し経営分析結果に基づく財務指導を行うとともに、法令・条例に基づく検査を実施しています。
- ② 仲卸業者（青果11社・水産10社）の平成15年決算内容に基づき、経営分析を実施し「仲卸業者の経営体質強化指針」に基づく経営改善が行われるよう指導しています。
- ③ 関連業者棟の空き店舗対策として「関連棟活性化ワーキンググループ」の検討をもとに、広報紙等によりPR、募集を行います。
- ④ 市場の顧客を増やすために、市場HP等を活用して買出人の募集を行っています。
- ⑤ 卸売市場法の改正（取引の規制緩和・適正な品質管理の推進・卸売市場の再編等）を受け、場内関係業者とともに、競争力強化の検討を行っています。
- ⑥ 改正卸売市場法の内容について場内業者に対し説明会を開催し、来年度からの業務規程について検討を行っています。
- ⑦ 「地産地消運動」の一環として、「地産地消推進店」（76店舗）による「地物一番の日」キャンペーンへの参加要請、学校給食関係者への県内青果物の情報提供等を実施しています。
- ⑧ HPやTV、ラジオを活用し、消費者等に入荷される県内産品のPRを行っています。

## (2) 基幹食肉処理施設

- ① 平成16年6月に奈良県食肉流通センターへのベンチマーキングを実施しました。
- ② 平成16年8月・12月に食肉流通再編検討推進ワーキング（両公社、代表市町村、全農みえ、県で構成）を開催し、再編統合の具体化に向けて検討をすすめました。
- ③ 平成16年11月に東三河食肉流通センターへのベンチマーキングを実施しました。
- ④ 再編の前提として松阪食肉公社の経営改善を図るため受益者負担（と畜解体料の値上げ）を含めた経営安定対策等（平成16～18）を開始しました。また、経営健全化対策としての減資の方向性について、農畜産業振興機構と協議を行いました。

## 2 取組の成果

## (1) 卸売市場の活性化

- ① 青果部において、平成16年10月1日付けで卸売業者2社が統合し1社制となり、経営基盤の強化を図りました。
- ② 「仲卸業者の経営体質強化指導指針」に基づく指導該当業者は、平成15年度3社から平成16年度1社に減少しました。
- ③ 買出人の登録数について、PR・募集の効果により、増加傾向（平成16年4月 308業者→平成16年10月 316業者）にあります。また、関連業者1社の新規参入がありました。
- ④ 卸売市場法の改正をふまえ、市場内で検討し、三重県中央卸売市場条例等を改正しました。

## (2) 基幹食肉処理施設

再編統合に際しての課題の整理、経営シミュレーション、ベンチマーキングを行い具体化に向けて検討を深めました。

平成17年度以降（取組予定等）

1 卸売市場の活性化

- (1) 卸売業者について、さらなる経営基盤の強化が必要なことから、他市場の卸業者との再編検討について、行政としても参画していきます。
- (2) 仲卸業者については、卸売市場法の改正に伴い仲卸業者の財務基準を定めることとしており、その基準に基づき、引き続ききめ細かな経営指導を実施していきます。
- (3) 関連業者棟の空店舗対策について、引き続きHPや県広報誌等による募集を行います。
- (4) 卸売市場法の改正をうけ、「三重県卸売市場整備計画（第8次）」を策定することとしています。その中で市場のあり方について、関係事業者とともに検討していきます。
- (5) 卸売市場法の改正により、物品の品質管理に関する事項を定めるよう義務づけられたのを受け、業務規程で「温度管理による鮮度保持」「品質管理責任者の設置」等を定め、適正な衛生管理をはかることとしています。
- (6) 卸売市場法改正により取引の弾力化等規制緩和されました。規制緩和にともない市場内に取引委員会を設置し適正で効率的な取引を進めていきます。
- (7) 平成17年度に「三重県卸売市場整備計画（第8次）」を策定することとしており、関係団体の意向及び国との協議もふまえ、適正な整備計画を策定します。
- (8) 「地産地消運動」の一環として、引き続き食品販売店に対し「地物一番の日」キャンペーンへの参加要請や学校給食関係者への県内産青果物の入荷情報を提供していきます。

2 基幹食肉処理施設

- (1) 引続き、食肉流通再編統合検討協議会、食肉流通再編検討推進ワーキングを開催し、再編統合の具体化に向けて検討を進めます。
- (2) 食肉流通再編統合推進会議（仮称：両公社トップ、市町村、県で構成）を開催し、再編の合意形成及び具体的計画の決定を図ります。

## 施策名 (221) 安全で安心な農林水産物の安定的な供給

主担当部局名 農水商工部

## 監査の結果

## 3 松阪木材コンビナートへの支援

木材需要が低迷する中、消費者のニーズを踏まえながら県産材の利用促進に取り組んでいるが、製材コストの低減や木材乾燥・高次加工化などに対応する総合的な流通・加工基地である松阪木材コンビナートでは、立地する各事業体の平成15年度取扱量の実績は、計画に対して20%~93%となっており、すべての事業体で目標を達成していない状況である。

そのため、要因を分析するとともに、コンビナートシステムのメリットを生かし、消費者や木材関係者等のニーズに対応できる総合流通加工施設として一層機能が強化され、計画の目標が達成されるよう支援されたい。

## 講じた措置(環境森林部 森林・林業分野)

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

- (1) 計画目標の達成に向け、中小企業診断士や県による継続的な指導を行いました。
- (2) 規格材の普及、生産技術の向上、専門家の招致等について支援を行いました。

## 2 取組の成果

- (1) 中小企業診断士の指導により、生産量は拡大傾向にあります。立ち上がりの苦しい状況等を克服しえていない事業体もあります。
- (2) 規格材の普及イベントには5000人以上の集客があり、消費者の方へのPRも行えました。
- (3) 先進事業所への派遣研修の実施により、若手職員の技術の向上が図られています。
- (4) 平成15年度に県の助成により開発した新商品の一部が販売されています。

## 平成17年度以降(取組予定等)

- (1) 生産技術の向上、経営の安定化を図るため、技術向上のための派遣研修、専門家による経営・技術指導を進めます。
- (2) 商工関係補助事業を活用した新商品開発に引き続き取り組みます。
- (3) 未売地の販売促進を図るための活動に対して支援を行います。

施策名 (222) 戦略的なマーケティングプロジェクトの展開

主担当部局名 農水商工部

監査の結果

1 戦略的なマーケティングの推進

地産地消運動や産地ブランド、環境保全型農業の推進において、流通業者への働きかけによる生産者と消費者とを近づける仕組みづくりや、食育などによる地域の需要創造、高い商品力のある県産品の情報発信、安全・安心な農産物等の認証など多角的に取り組んでいるが、全体を通して「戦略的なマーケティング」としてビジョン等を策定し、各事業の実施機関等で共有されたい。

講じた措置 (農水産物供給分野)

平成 16 年度

1 実施した取組内容

各事業の実施機関との意識や目標の共有を図るため、庁内各室や地域機関とのオフサイトミーティングや意見交換会を開催するなどしています。

2 取組の成果

この結果、「県民が主役の視点から、農水商工業者をパートナーとしてとらえ、県民に価値あるサービスを提供する事業者を支援する」ことが農水商工行政の基本姿勢であるという共通認識が浸透してきています。

また、意欲ある県内農水商工業者には、県民に価値あるサービスを提供するという機運が定着しつつあり、マーケット・インの視点による商品やサービスの提供が行われるようになってきています。

平成 17 年度以降 (取組予定等)

平成 16 年度に引き続き、関係機関を始め、市町村、各種団体、農水商工業者等との、認識の共有化に努めていきます。

(参考)

マーケティングとは

買い手のニーズや要求を把握し、それに対応して買い手に満足してもらえるように、生産(加工)・販売はもとより事業活動全般において、一貫した理念や計画の下で能動的に行う事業展開の方法

(出典：県民しあわせプラン 施策 222 戦略的なマーケティングプロジェクトの展開)

## 施策名 (222) 戦略的なマーケティングプロジェクトの展開

主担当部局名 農水商工部

## 監査の結果

## 2 地産地消運動の推進

地産地消運動は、地域で生産されたものを地域で消費するという活動に加え、食育など地域の需要創造に向けた活動など、ライフスタイルや地域のあり方の新しい価値創出に向け取り組んでいる。そして、消費者・生産者等からなる「地産地消ネットワークみえ」と協働した県民参加の運動や、事業者等によるキャンペーン「みえ地物一番の日」により、その推進を図っている。しかし、「地産地消ネットワークみえ」において消費者や流通業者の加入は増加しているものの、その会員数は目標に達していないので目標達成に努めるとともに、学校給食への地場産品の導入を促進するなど、地産地消運動の一層の推進を図りたい。

## 講じた措置（農水産物供給分野）

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

県民しあわせプラン重点プログラム「元気6 地産地消定着による地域産業活性化プログラム」の中に位置づけた地産地消暮らしの魅力発見事業・地産地消情報基盤整備事業を中心に、民間団体である地産地消ネットワークみえの主体性に配慮しつつ、ネットワークみえの活動活性化に取り組んでいるところ。

ネットワークみえの会員確保については、加入メリットが明確であることも重要です。

このため県では、ネットワークみえと連携して、会員向け情報の魅力向上、会員活動支援のためのプロジェクト活動の運用改善等を図っているところ。

また、新たに、ネットワークみえが事業主体となって、インターネットを活用した地産地消情報データベースを構築し、これを用いた情報の受発信に会員が主体的に参画でき、また、参画の度合いに応じてメリットが得られる仕組みづくりを行っています。

学校給食への地場産品の導入については、県民しあわせプラン重点プログラム「元気6 地産地消定着による地域産業活性化プログラム」の中に位置づけた地産地消子どもの元気づくり事業で、その仕組みづくりを行っています。

## 2 取組の成果

平成16年11月末時点のネットワークみえ会員数は、約9,900人となっています。

(平成16年度末目標：12,000人、平成15年度末実績：9,376人)

今後は、ネットワークみえと連携して、ウェブアンケート等を活用した会員登録キャンペーン、魅力のある情報の積極的な提供、フォーラム・シンポジウム等を活用した加入促進活動を行っていくこととしています。

## 平成17年度以降（取組予定等）

平成16年度に引き続き、地産地消暮らしの魅力発見事業・地産地消情報基盤整備事業を中心に、地産地消ネットワークみえの活動活性化に取り組んでいきます。

中でも、地産地消情報基盤整備事業で整備されるデータベースシステムが稼働することから、これを会員の拡大と運動参画に積極的に活用していきます。

また、地産地消運動に関連する諸事業において、その事業展開にネットワークみえが積極的に協力することに配慮します。

学校給食への地場産品の導入についても、引き続き地産地消子どもの元気づくり事業により仕組みづくりを進めていきます。

施策名 (222) 戦略的なマーケティングプロジェクトの展開

主担当部局名 農水商工部

監査の結果

3 「みえの安心食材」の普及

農産物等にかかる認証制度については、法に基づき、環境に優しい農業を目指す農業者を認定する「エコファーマー」制度をベースに、農薬・肥料を削減して栽培した農産物の生産方法等を確認・認定する本県独自の「人と自然にやさしいみえの農産物表示制度」(愛称:みえの安心食材)に取り組んでいる。

今後は、生産者はもとより流通業者や消費者へのPRを強化し、制度の普及を図りたい。

また、農産物等のマークの表示がいくつかあり消費者からは分かりにくいことから、県の認証制度のあり方についても検討されたい。

講じた措置(農水産物供給分野)

平成16年度

1 実施した取組内容

(1) 消費者が安心できる県内産農産物等を購入できる機会の増大に努めるため、次の取組を実施しました。

①制度対象農産物の拡充と登録生産者の増加を目指した取組。

②特用林産物における「みえの安心食材」制度の構築に向けた取組。

(2) 流通業者や消費者に対する情報発信の取組については、消費者対象のイベント、各種の広報媒体を活用した登録生産者の情報発信の支援や、ホームページ、ポスター、リーフレット等による表示制度自体の情報発信等を行い、消費者の認知度向上を図っています。

(3) 農産物等のマークの表示の種類について、三重県が認証する制度のマークは、それぞれ消費者に約束する内容が異なっているため、これらの表示の内容が正しく消費者へ伝わることが、生産者、消費者双方にとって重要となります。このため、各々のマークの意味を的確に伝える取組を進めるとともに、県が制度運営に関与している、加工品の認証である「eマーク」と農林産物の認証である「安心食材マーク」において、統合化できる品目の検討をしています。

また、国が基準を定めたエコファーマーでのマーク表示については、三重県独自の「安心食材」への誘導を図っていくこととしています。

2 取組の成果

(1) 対象品目を米・茶へと拡充し、これらの生産農家に対して加入促進を行った結果、特に米において多くの登録をしていただきました。

また、9月から特用林産物における「みえの安心食材」制度を新たに構築し、ヒラタケをはじめ8品目を対象品目としました。

(参考)

○平成16年度登録戸数(10月末現在)

農産物	登録農家数: 457 戸
特用林産物	登録農家数: 24 戸
計	481 戸

○対前年比 443% (平成15年度末登録農家数: 105 戸)

○平成16年度目標値 430 戸  
達成率 108%

これらの取組によって、周年販売できる品目が追加されたため、消費者が安心して購入できる機会の増大につながっています。

(2) 登録農家が出荷している販売店で協力が得られるところにはポスターやリーフレットの掲示が行われるなど、本制度の仕組みについて県内流通関係者には理解を得てきています。また、消費者の認知率も徐々に向上しています。

(3) 三重県が認証している各々の制度の内容について、「食の安全・安心アドバイザー」の学習テキストに各制度の内容を説明し、知識の普及や理解の促進が図られています。

**平成17年度以降（取組予定等）**

環境や安全・安心に配慮した生産に取り組む農業者（エコファーマー等）や生産組織に対して、自らの取組・努力を消費者に伝える制度であることを積極的に啓発していくとともに、加入者に対する研修プログラムの充実などによって加入者促進を図っていきます。

消費者や食品関連事業者に対して、制度趣旨のPRの実施や販売店とタイアップしたPRを実施するなど、消費者に対して「みえの安心食材」マークの付いた生産物のメリットを積極的に伝え、制度の認知向上を進めていきます。

また、消費者が安心して県産品を購入できる環境を整備するため、「みえの安心食材」マークが適用できる品目の拡大を進めていくこととしています。

## 施策名 (231) 自律的産業集積の推進

主担当部局名 農水商工部

## 監査の結果

## 1 産業の振興

県内の企業立地の状況は高い水準で推移しており、平成15年の立地件数は34件で全国順位第12位、立地面積は89haで同第2位となるなど、積極的な企業誘致に向けた取組が展開され、成果を上げている。

地域経済の活性化や新たな雇用創出を図るため、新事業の創出、企業誘致など、地域の特性を生かした産業振興、集積に向けた取組を一層推進されたい。

## 講じた措置（商工政策分野）

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

- (1) ベンチャー企業の成長を支援するための「みえプラットフォーム」体制を継続しつつ、平成15年度に設立した「みえ新産業創造ファンド」の増資を図るなど「みえプラットフォーム」体制の充実を図りました。
- (2) バレー構想の推進等、戦略的な企業誘致活動を展開しました。
- (3) 四日市市、鈴鹿市で構造改革特区制度を活用し、燃料電池の実証試験の支援を実施、電力・消防機関等との調整を経て、テーマの異なった7件の実証試験が順次開始されました。

## 2 取組の成果

- (1) 平成15年度までのベンチャー総合補助金の交付対象企業12社のうち、前年度より売上げまたは雇用数が伸びた企業数は9社となっています。
- (2) 平成16年工場立地動向調査において、本県の立地件数は51件（全国第6位）、立地面積は約71ha（全国第6位）と、全国平均を大きく上回る結果となりました。
- (3) 県内企業や科学技術振興センターとの共同研究に着手しているほか、今年度から実施する実証試験についても、巡視、保守点検といった設置以降の維持管理を県内企業と共同で実施するなど、燃料電池に関する技術・ノウハウの蓄積を着実に進めています。

## 平成17年度以降（取組予定等）

- 1 「みえプラットフォーム」体制を継続するとともに、ベンチャー企業等の開発した製品等は、販売実績がないことにより、販路が開拓できないといった声が多く聞かれ、企業成長のボトルネックとなっている。このため、県が一定の審査手続きを経て、ベンチャー企業等の製品を調達する制度をつくり、平成17年度から試行します。
- 2 企業の設備投資意欲は堅調なもの、全国の地方自治体において補助金制度等企業誘致のための優遇措置が拡充されていることから、企業誘致における地域間競争は、ますます激化するものと思われる。そこで、全国に先駆けて実施しているバレー構想の推進による戦略的企業誘致及び「ワンストップサービス」をさらに強化し、企業誘致における地域間競争に勝ち抜くこととします。
- 3 燃料電池技術を核とした水素社会形成に向けたモデル地域づくりに向けて、実証試験に対する支援、情報収集及び発信、普及啓発を実施します。

## 施策名 (231) 自律的産業集積の推進

担当部局名 農水商工部

## 監査の結果

## 2 ベンチャー企業等の支援

新事業等の創出に向けて、ベンチャー企業等に対する支援を(財)三重県産業支援センターを通じて、「みえ新産業創出地域プラットフォーム整備事業」等により、ワンストップサービスで実施しているが、当該整備事業の一つであるベンチャー総合補助金を受けた12企業の中からは、売上が前年度の約2倍の3.7億円に増加し、従業員が約3倍の50名になった企業など、その成果がではじめている一方で、あまり成果がみられない企業もある。

当該県単補助金は毎年度総額1億円を限度に補助するもので、特に効果・成果が求められることから、目標とする「株式の店頭公開又は数十億円売上げ」の企業創出に向けて、これまでの実施方法や成果等を検証し、補助の効果が一層上がるよう、その方法等の充実・改善に努められたい。

## 講じた措置(商工政策分野)

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

ベンチャー企業の成長を支援するため、(財)三重県産業支援センターに、企業の成長段階に応じて「人材育成」「資金供給」「技術開発」「経営」「販路開拓」などのサービスを実施する「みえプラットフォーム」体制を整備するとともに、この支援体制の充実を努めているところです。

支援サービスの充実として、平成14年10月から、県内のインキュベーション施設に入居している企業等を支援するために、インキュベーションマネージャーを設置しています。

また、平成16年1月30日には、将来上場の可能性がある企業を発掘し、投資を行う総額6億6千万円の「新産業創造ファンド」を地域の民間企業の出資も得て設置(運営は、ベンチャーキャピタル会社に委託)しており、平成16年12月28日には、中小企業基盤整備機構等の出資等を得て、10億円のファンド規模に増資するなど「みえプラットフォーム」体制の充実を図ったところです。

## 2 取組の成果

ベンチャー先進国(アメリカ、アイルランド)では、継続的かつ重点的にベンチャー施策を講じているかどうか成否の鍵を握っており、上場などの成功までには10年近くかかるとも言われており、本県においても、ベンチャー支援策を継続しているところです。

その結果、俗に「センミツ(1000社のうち3社しか成功しない)」と言われているベンチャーの世界において、平成15年度までのベンチャー総合補助金の交付対象企業12社のうち、前年度より売上げまたは雇用数が伸びた企業数は9社となっています。

## 平成17年度以降(取組予定等)

「みえプラットフォーム」体制を継続するとともに、ベンチャー企業等の開発した製品等は、販売実績がないことにより、販路が開拓できないといった声が多く聞かれ、企業成長のボトルネックとなっている。このため、県が一定の審査手続きを経て、ベンチャー企業等の製品を調達する制度をつくり、平成17年度から試行します。

## 施策名 (231) 自律的産業集積の推進

主担当部局名 農水商工部

## 監査の結果

## 3 バレー構想の推進

- (1) クリスタルバレー構想では、シャープ(株)亀山工場が平成16年1月から操業を開始し、関連企業も立地しているが、当該構想を推進するため、構想の核となる企業や関連企業の誘致に一層取り組むとともに、県内産業への波及効果など産業集積促進補助金等の成果を継続して把握されたい。

## 講じた措置(商工政策分野)

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

- (1) 首都圏におけるFPD関連の国際展示会や第2回三重の21世紀リーディング産業展に出展し、国内外のFPD産業関連企業等に情報発信を行うとともに、関連企業からの情報収集に努めました。
- (2) 県内で操業中のFPD関連企業情報を県のホームページに掲載するため、51社を訪問するなど、積極的に企業情報等を収集しました。
- (3) FPD関連の中小企業を対象に、同企業が産学等連携して実施する研究開発事業を支援しました。
- (4) シャープ㈱亀山工場及びその関連企業の立地・雇用状況や経済効果等を調査しました。
- (5) 17年2月には、ディスプレイ産業フォーラムを開催し、参加企業への最新の技術動向の提供並びに産学官の連携を促進しました。
- (6) 大手企業2社の半導体増産のための新製造棟が円滑に操業できるよう、側面的に支援しました。
- (7) 県内で操業中のシリコンバレー構想関連企業の立地状況等を調査しました。

## 2 取組の成果

- (1) FPD関連展示会：3回出展
- ① 第14回フラットパネルディスプレイ製造技術展(6月30日～7月2日、場所 東京国際展示場)
- ② フラットパネルディスプレイ インターナショナル2004(10月20日～22日、場所 パシフィコ横浜)
- 2回の合計で、1,835名の関連企業等関係者と接触。そのうち、2社が三重県内に事業所(営業拠点)を新規に開設。
- ③ インターナショナル ディスプレイ ワークショップ'04(12月8日～10日、場所 新潟コンベンションセンター)
- (2) 県内FPD関連企業40社の情報を県のホームページに掲載しました。
- (3) FPD産業研究開発補助金を4社に交付。うち、2社は16年度新規。2社は15年度からの継続。
- (4) シャープ㈱亀山工場の関連企業の立地状況(平成17年1月現在、14年度からの累計)：製造業18社。内訳は、新規立地11社、新規増設3社、既存増設3社、営業拠点1社。(うち、16年度は、製造拠点4社、営業拠点2社が新規に立地。1社が既存増設。
- 注、「新規立地」：シャープ㈱亀山工場の進出に伴って、土地を取得等して、新規部門の施設を建設した場合。「新規増設」：同様に、新規部門を既存の自社敷地内に創設した場合。「既存増設」：同様に、既存部門を増設した場合。
- (5) シャープ㈱亀山工場及び関連企業の雇用状況(平成17年1月現在)：シャープ㈱約950名、関連等企業約3,700名、計約4,700名。
- (6) 大手企業2社の半導体増産のための新製造棟の建設が順調進み、両社とも年度内に竣工しました。現在、稼働に向けた準備に入っています。
- (7) 県内で操業中のシリコンバレー構想関連企業の立地状況等の把握を進めています。
- (8) シリコンバレー構想関連企業が2社、新規に立地するとともに、1社の研究開発施設の立地が決定しました。

## 平成17年度以降(取組予定等)

- 1 国際展示会やリーディング産業展への出展、フォーラムの開催など、引き続きFPD産業に関する情報の受発信や産学官連携の強化を行うとともに、企業誘致活動を強化します。
- 2 産業集積促進補助金の効果については、シャープ㈱、地元自治体と連携し、引き続き調査し、把握に努めます。
- 3 シリコンバレー構想関連企業の情報収集等に努め、新規立地やさらなる設備投資を誘導します。

## 施策名 (231) 自律的産業集積の推進

主担当部局名 農水商工部

## 監査の結果

## 3 バレー構想の推進

(2) メディカルバレー構想は、県経済の活性化と県民の健康・福祉の充実を図るため、医療・健康・福祉産業の一大集積地を形成しようとするもので、平成14年度から当該構想の実現に向けて種々の取組が行われているところである。

事業実施後2年が経過し、その進捗状況や取組の成果を検証することが求められるので、検証するための指標や把握方法について検討するとともに、メディカルバレー構想を一層推進されたい。

## 講じた措置(健康福祉部 健康・安全分野)

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

事務事業評価表の6指標に加え、細事業ごとに25の指標を設定し、成果評価を行なっています。また、15年度に設置した「メディカルバレー推進事業評価委員会」で各事業を客観的に評価するとともに、事業の実施にあたっては、代表者会議等で調整しています。

## (1) メディカルバレー推進事業評価委員会

15年度に企画推進委員会の下部組織として本委員会を設置し、各事業毎に設定した指標に基づき事業評価(事前及び事後評価)を行っています。(委員:大学等教官9名、企業等2名、その他1名)

## (2) みえメディカルバレー推進代表者会議

平成14年度の事業開始当初から、県内大学、関係団体、県などの代表者から構成する本会議を設置し、県内産学官民組織が協働して医療・健康・福祉産業振興施策を進める体制を整備しています。(委員:大学学長等12名、団体・企業7名、行政5名)

## (3) みえメディカルバレー企画推進委員会

平成14年度の事業開始当初から、農水商工部等と協働し、県内大学、企業、団体等の有識者からなる本委員会を設置し、事業の進捗管理、事業企画等について具体的な協議を行なうなど、効果的な事業推進を目指しています。(委員:大学等教官16名、企業等8名、その他4名)

## (4) 各指標

細事業の個別指標を設定(25指標を設定)

細事業の主な指標は次のとおり

## ① 医療・健康・福祉産業研究会創出事業(指標:10研究会設置、開催数50回、会員数550名)

2003年度実績:12研究会設置、開催数80回、会員数789名

2004年度実績:11研究会設置、開催数77回、会員数835名

## ② みえビジネスクリニック(指標:販路拡大企業10社、販促ツールの改良・制作企業10社)

2003年度実績:販路拡大企業数 11社、販促ツールの改良・制作企業数 9社

2004年度実績:販路拡大企業数 10社、販促ツールの改良・制作企業数 9社

## (5) 福祉・健康産業の把握及び指標について

本年度、県内の製造業、サービス業、建設業、農林水産業等を対象に福祉・健康産業実態調査を実施し、本分野に既に進出している事業者、進出意向のある事業者を把握しました。今後は、本調査を基に福祉・健康産業事業者の動向を把握するとともに、本実態調査を定期的実施していきます。

また、現在設定している事務事業目的評価表の指標(企業立地・創業数)に本業態も含めて管理していきます。

## 2 取組の成果

(1) みえメディカルバレーフォーラム2004の開催(9月6日津市内で開催。参加者200名)

(2) みえメディカル研究会の開催(11研究会で活動。会員数延べ835名。開催数77回。)

(3) 医療・健康・福祉産業産学官民共同研究補助事業(10研究テーマを採択。)

(4) テクノエイドナビゲーション事業

「みえ福祉用具フォーラム2004」(平成16年11月5日・6日開催予定)

- 中間ユーザー対象の福祉用具セミナーの開催（計5回20時間）、自助具の制作、企業が製品化した福祉用具のモニタリング
- (5) みえビジネスクリニック事業  
21社（うち三重県内企業16社）を採択（応募企業数：68社）
- (6) 総合情報発信
- ① メディカルバレー通信第5号、6号の発行
  - ② 4HPの運営：メディカルバレー構想HP <http://www.mvp.pref.mie.jp> 他3HP
  - ③ メディカルバレー構想のPR  
産学連携推進会議（平成16年6月19日～20日京都国際会議場）  
産学官連携バイオクラスターフォーラム（平成16年6月22日東京マツヤサロン）  
バイオリックフォーラム2004（平成16年9月27日東京・新高輪プリンスホテル）  
バイオジャパン2004（平成16年9月28日～30日東京・新高輪プリンスホテル）
- (7) 臨床治験体制の構築
- ① ネットワークシステムの調査・研究委託（三重大学）
  - ② 治験コーディネーターの育成研修（初級2日間コース（11月））
  - ③ みえ治験医療ネットワークシンポジウム（8月21日三重大学）
- (8) 天然資源活用型バイオ産業創出事業
- ① 天然資源実態・活用調査委員会（平成16年8月24日、17年2月3日、3月2日）
  - ② 天然資源実用化研究開発（4テーマで研究）
  - ③ 天然資源活用バイオ関係研究開発委託研究  
4研究を委託（三重大学医学部3件、三重大学生物資源学部1件）
  - ④ バイオベンチャー企業等研究開発補助事業  
3研究テーマを採択
- (9) 液晶技術応用促進事業  
3研究を委託（鈴鹿医療科学大学1件、三重大学工学部2件）
- (10) 国際交流・連携への展開
- ① 平成16年5月13日、14日にドイツMV州ミッション団受入  
メディカルバレーとピオコンバレー間の協力協定締結
  - ② 平成16年10月27日（水）から11月4日（木）までの9日間、ドイツ（ベルリン、ロストック）、デンマーク、スウェーデンにある産業クラスターへのミッション団（大学、企業、自治体24名から構成）を派遣  
三重大学医学部とロストック大学医学部間の研究協力協定の締結、TLO間の業務提携  
企業間の業務連繋に向けた取組
- (11) メディカルバレー関連産業（薬事工業）の集積状況
- ① 薬事工業関連の会社数及び施設数は、前年度より増加しています。  
103社 164施設 H17年1月末現在（なお、H16年3月 98社 155施設）

#### 平成17年度以降（取組予定等）

「メディカルバレー推進事業評価委員会」での各事業の事前評価、事後評価に基づいて的確に事業を行なっていきます。

また、地域再生・構造改革特区促進事業など新事業については、既存事業と同様に指標を設定のうえ、事前評価、事後評価を実施していきます。

## 施策名 (231) 自律的産業集積の推進

主担当部局名 農水商工部

## 監査の結果

## 4 燃料電池実証試験に対する補助制度

燃料電池については、北勢地域の四日市臨海工業部の再生を目的にした「技術集積活用型産業再生特区構想」等に基づく特例措置（特区制度）を活用し、平成15年度から県独自に補助制度を設けて、その実証試験を支援している。

燃料電池に関する技術開発競争は国際的規模で展開されていることから、安全性を確保しつつ、多様な実証試験を通して、県内企業へ技術・ノウハウの蓄積を図るなど、補助制度による効果・成果を十分発揮されたい。

## 講じた措置（商工政策分野）

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

今年度は「技術集積活用型産業再生特区」の対象地域である四日市市、川越町、楠町だけでなく、今年6月に構造改革特区の認定を受けた「燃料電池技術を核とした産学官連携ものづくり特区」の対象地域である鈴鹿市においても実証試験の支援を実施しています。

今年度事業については、設置先や電力・消防機関等との調整を経て、それぞれテーマの異なった7件の実証試験が順次開始されました。

なお、特区における規制の特例に係る安全性の担保については、「三重県家庭用燃料電池安全性評価委員会」において「代替措置」の評価を行い、同委員会の承認を受けたものに限り特例が受けられることにしているほか、県から電気保安協会に保安業務を委託するなどして、現行法で規定されている安全性確保のための項目についてバックアップを行っています。

## 2 取組の成果

昨年度から実施している実証試験については、すでに県内企業や科学技術振興センターとの共同研究に着手しているほか、今年度から実施する実証試験についても、巡視、保守点検といった設置以降の維持管理を県内企業と共同で実施するなど、燃料電池に関する技術・ノウハウの蓄積を着実に進めています。

## 平成17年度以降（取組予定等）

燃料電池技術を核とした水素社会形成に向けたモデル地域づくりに向けて、以下のような取り組みを実施する予定です。

## 1 実証試験に対する支援

地域独自のテーマによりモデル地域づくりを行おうとする市町村との協働など、新たな実証試験のあり方を検討します。また、2010年頃と想定されている燃料電池の普及段階に向けた新たな規制について、ニーズがあると判断されれば、新たな特例措置として特区の提案を行います。

## 2 情報収集及び発信

燃料電池関連企業を対象とした「燃料電池セミナー」を実施するなど、モデル地域づくりに関心を持つ企業の呼び込みを行います。

## 3 普及啓発

県民の方々を対象としたセミナー等を開催し、燃料電池の優れた環境特性や安全性について知っていただく機会を設けます。さらに、燃料電池関連人材の育成を図るため、教育委員会との協働により、工業高校で燃料電池に関する授業を実施します。

施策名 (321) 交通安全対策の推進

主担当部局名 生活部

監査の結果

1 交通安全対策の推進

三重県では、平成9年以降交通事故死者数が200人を超え、人口10万人当たりの全国ワースト順位では連続して10位以内となっていたが、平成14年度には道路交通法が改正され、警察、市町村、県が相互に連携し、国土交通省や三重県交通対策協議会等関係機関、団体と協働して交通安全教育・啓発、交通安全施設の整備、交通取締り等に取り組んだ結果、平成15年中の交通事故死者数は174人となり、前年に比べ37人減少し7年ぶりに200人を下回った。

しかし、致死率が1.02%で全国ワースト9位であり、人口10万人当たりの死者数は全国ワースト8位と依然として下位にある。

交通事故の調査・分析を進め、県土整備部等関係部局や関係機関、団体が連携・協力して、交通安全対策を一層強力に展開されたい。

講じた措置(勤労・生活分野)

平成16年度

1 実施した取組内容

(1) 交通事故の調査・分析の推進

① 年間約6万件の交通事故等に関して高度な分析を行い、人的・地理的要因等を明確にして有効な対策を進めるための交通情報総合管理システムの構築(設計、プログラミング等)を進めました。また、交通安全教育・啓発の場など各種機会を通じて事故分析資料やヒヤリマップによる情報を提供しました。

② 地域特性に応じた高齢者の交通安全対策を推進するため、全国の交通事故総合データベースを活用した高齢者事故の調査・分析を行いました。

③ 関係機関合同による交通死亡事故現場での調査・原因分析を行いました。

(2) 県土整備部等関係部局や関係機関・団体との連携・協力の推進

① 四季の交通安全運動など年間を通じた県民、市町村、業界団体、関係機関等との連携、学校現場を中心とした児童・生徒、保護者等の交通安全活動の促進及び県民参加型の啓発事業である無事故無違反チャレンジ123事業などを推進しました。

② 市町村、関係機関等と連携しながら、高齢者指導員の人材育成と活動基盤づくりを進め、各地域において具体的な交通安全活動の展開を支援・促進しました。

③ 交通安全施設整備については、信号機の新設・改良、道路標識整備、歩道等の整備、交差点改良など計画的に推進するとともに、「あんしん歩行エリア」の確保、「交通事故危険箇所」の解消及び事故の再発防止のための重点的な整備を進めました。

④ 飲酒運転の追放及びシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底に重点を絞った取締りや啓発を推進しました。

2 取組の成果

平成16年中の交通事故死者数は187人で前年に比べて13人増加し、全死者に占める高齢者死者の比率は47.1%と高くなりました。一方、2年連続して死者数は200人以下で、過去10年間で2番目に少なくなり、児童・生徒及び若年者の死者数も減少しました。

平成17年度以降(取組予定等)

各種広報媒体の積極的な活用、四季の交通安全運動など年間を通じた県民、市町村、業界団体、関係機関等との連携及び児童・生徒、保護者等の交通安全活動を促進するための啓発活動並びに県民参加型の啓発事業である無事故無違反チャレンジ123事業を推進します。

2年目となる「交通事故抑止プログラム」において、交通事故分析等の充実と分析結果の情報提供、交通弱者を対象とした啓発・教育の充実及びあんしん歩行エリアの整備と交通事故危険箇所の解消に向けた取組を展開します。また、悪質・危険違反の取締りに重点を指向するほか、シートベルト着用など交通マナー向上のための取締りや啓発を推進します。

関係行政機関で構成する三重県道路環境安全推進連絡会議において事故分析等の効果評価を行います。

## 施策名 (321) 交通安全対策の推進

主担当部局名 生活部

## 監査の結果

## 2 交通安全教育の充実・強化

交通事故を防止し、交通安全対策を推進するためには、道路を利用するすべての県民のマナー向上を図ることが重要である。

このため、街頭啓発や指導者研修会などこれまでの交通安全教育・啓発事業について見直しを行うとともに、教育委員会や交通安全母の会連合会等関係機関、関係団体と連携を強化し、幼児期からの早期教育、児童・生徒への教育をさらに充実・強化されたい。

また、近年、特に高齢者が関連する事故が増えているので、今後とも高齢者を対象とした効果的な教育・啓発活動の展開を図られたい。

## 講じた措置(勤労・生活分野)

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

四季の交通安全運動を通じて、市町村、警察、関係機関・団体等と連携しながら多様な街頭啓発、指導者研修会を開催し、幼児から高齢者までに対する交通安全教育・啓発活動を展開してきました。主な取組内容は次のとおりです。

## (1) 幼児・児童、生徒、保護者への教育・啓発

- ① 交通安全母親活動指導者講習会を通じた交通安全指導員育成(10回・525人)
- ② 幼児・児童との「愛のメッセージ運動」等による交通安全教育(4市3町、約3,500人)
- ③ 中学生に対する「交通安全スクールプログラム」活用による交通安全教育(約20,000人)
- ④ 幼児・児童等に対する「交通安全スクールサポート」活用による交通安全教育(249回、約30,000人)

## (2) 高齢者への教育・啓発

- ① 県、県民局管内における高齢者交通安全大会(7回、約1,300人)
- ② 高齢者の交通事故増加地域での集中的な啓発活動(3町1村、約650人)
- ③ 自動車学校と連携した高齢者交通安全活動指導員育成講習会(32回、約1,300人)
- ④ 長寿社会大学における交通安全講座(4回、231人)
- ⑤ シルバー交通安全宣言の放映(53市町村、120人・240回)
- ⑥ 高齢者本人、家族に対する高齢者交通安全指導(約40,000世帯)

## (3) 幼児から高齢者までの生涯教育施設である交通安全研修センターを活用した交通安全教育(施設利用者約98,000人)

## 2 取組の成果

幼児・児童、生徒の交通事故死者数は2人で前年に比べて5人減少し、負傷者数は前年とほぼ同数となりました。一方、高齢者死者数は88人で前年に比べて13人増加したほか負傷者数も増加しました。

## 平成17年度以降(取組予定等)

交通安全対策を進めるうえで、交通安全教育の充実・強化の必要性は年々高まっています。市町村、教育委員会、関係機関・団体等と連携した幼児・児童、生徒や高齢者に対する交通安全教育・啓発活動として、

- (1) 高齢者が交通安全を自らの問題として捉え活動していただくことを目的とした「高齢者の交通安全活動総合サポート事業」
- (2) 幼児・児童、高齢者等の交通弱者に対する「参加・体験・実践型」の交通安全教育
- (3) 高等学校主体の交通安全啓発活動の企画立案、体験活動等を通して、交通事故防止への意識付けを図る「交通安全教育実践校サポート事業」等を推進します。

## 施策名 (321) 交通安全対策の推進

主担当部局名 生活部

### 監査の結果

#### 3 交通災害共済の見直し

交通災害共済事業は、加入に制限がなく、安価な掛金で120万円まで補償があるなど高いサービスを行っている。

しかし、民間の保険サービスも充実し、年々加入率が減少しているため、県民への周知や加入方法を工夫するとともに、平成16年度の制度見直しに当たり、事業のあり方及び県の関与のあり方について検討されたい。

### 講じた措置（勤労・生活分野）

#### 平成16年度

##### 1 実施した取組内容

交通災害共済事業は、三重県交通災害共済条例に基づき昭和44年1月から行っていますが、県民意識の多様化、民間保険制度の充実等から加入率が減少し、平成17年2月現在で36.8%となっています。

平成16年度における取組状況については、

##### (1) 交通災害共済制度検討委員会、同ワーキング・グループの設置と検討会の開催

平成16年6月、交通災害共済制度検討委員会（委員長・桑名市長以下12名）を設置し、同事業の必要性、実施主体及び加入促進方策などについて検討（2回）するとともに、事前にワーキング・グループ（構成員12名）による検討（3回）を行いました。

##### (2) 検討結果と県議会への報告

平成16年11月、同委員長から知事あてに、

① 実施主体は県が適当である。加入率を向上するため、自治会等の団体との協力、個人情報の保護への配慮、若年者層への意識啓発及び加入手続きの改善、合理化に努めるとともに市町村の負担軽減に配慮する。

② 市町村合併が終息し、同事業が定着した時期に事業の再検討を行う。

などの報告書が提出されました。

平成16年12月、第4回県議会（防災生活振興常任委員会）へ報告し、了承されました。

##### (3) 会議の開催とアンケートの実施

平成16年6月に市町村交通災害共済事務新任担当者研修会、同9月に県自治会連合会への協力依頼及び平成17年2月に同担当課長会議を開催するとともに、県民アンケート（7月）、市町村アンケート等（4月、7月、12月）を行い、同事業の円滑な運営と加入促進等に努めました。

##### 2 取組の成果

ポスター・チラシを作成配布し、テレビ・ラジオ・新聞を活用して交通災害共済事業の周知PRに努めるとともに、市町村と連携・協力して加入促進に力を入れて取り組んだ結果、平成16年度の加入率の減少幅を前年度よりも抑えることができました。

#### 平成17年度以降（取組予定等）

交通災害共済事業の円滑な運営と加入の促進を図るため、

##### (1) 県自治会連合会及び市町村を通じた市町村自治会連合会への協力依頼

##### (2) 市町村に対し、事業負担、加入促進方法等についてのアンケートを実施

##### (3) 市町村交通災害共済事務（新任）担当者研修会の開催

##### (4) 県民に理解が得られる広報や加入手続きの改善・合理化の促進

などに取り組み、効果的に事業を展開するとともに、交通事故の防止を図ります。

## 施策名 (321) 交通安全対策の推進

主担当部局名 生活部

## 監査の結果

## 4 住民、事業者団体等との連携の促進

交通事故を防止するために、津地方県民局や松阪地方県民局においては住民が主体となった取組を進めるとともに、飲酒運転防止活動や不正改造車両取締りにおいては飲食業組合、自動車整備組合等事業者団体と連携している。これらを参考に、地域性を活かした住民の自主的な取組や県民、企業、関係機関、関係団体と連携・協力した交通安全対策を積極的に展開されたい。

## 講じた措置（勤労・生活分野）

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

四季の交通安全運動での取組重点や交通死亡事故多発警報の発令に伴う諸対策を協議するため三重県交通対策協議会を開催（年間9回）とともに、各地域の交通事故実態を踏まえた対策を地域住民、業界団体、関係機関など官民一体となった取組を進めました。

主な取組内容としては、

## (1) 高齢者の交通安全活動総合サポート事業

- ① 県民局、市町村等と連携した高齢者交通安全県民大会（6県民局、約900人）
- ② 市町村等と連携した高齢者交通事故増加地域での集中的な啓発（3町1村、4会場）
- ③ シルバー交通安全宣言の放映（53市町村、120人、240回）
- ④ 長寿社会大学と連携した交通講座の開設（4回）
- ⑤ 指定自動車教習所協会と連携した高齢者交通安全活動指導員育成（32回、1,300人）

## (2) 高齢者本人、家族に対する交通安全教育の推進（H16.12末、約51,000人）

## (3) 交通安全母の会と連携した幼児・児童との「愛のメッセージ運動」（4市3町、約3,500人）

## (4) 交通安全シルバーサポート隊による交通安全指導（1県民局、12回）

## (5) 飲食業組合等と連携した飲酒運転防止活動

（啓発物品配布、タクシー運転代行数約8,400回）

など、地域において住民、業界団体等と連携・協力して交通安全意識の向上に向けた取組を推進しました。

## 2 取組の成果

平成16年中の交通事故死者数は187人で前年に比べて13人増加しました。高齢者死者数は88人で全死者数の約半数を占めましたが、11月、12月については前年に比べて5人減少し、子どもの交通事故死者数は2人で前年に比べて5人減少しました。

また、飲酒運転による死亡事故件数は、過去5年平均より14件減少しました。

## 平成17年度以降（取組予定等）

四季の交通安全運動など年間を通じた啓発活動などを県民、市町村、業界団体、関係機関等と連携して進めるとともに、県民参加型の啓発活動である無事故無違反チャレンジ123事業を展開します。

また、地域特性を活かした交通安全活動として

- (1) 市町村等と協働した交通安全活動指導員育成講習会や交通事故増加地域における啓発活動
- (2) 老人クラブ等と連携した高齢者交通安全県民大会や危険箇所総点検活動とヒヤリマップの作成
- (3) 教育委員会等と連携した幼児・児童、高齢者等の交通弱者に対する「参加・体験・実践型」の交通安全教育
- (4) 交通安全母の会と連携した幼児・児童との「愛のメッセージ運動」、母親活動指導者講習会などを推進して交通安全意識の高揚を図っていきます。

## 施策名 (322) 地域安全対策の推進

主担当部局名 警察本部

## 監査の結果

## 1 検挙率の向上と抑止対策の推進

刑法犯認知件数は、平成15年は前年に比べ減少したものの、平成10年と比べた伸び率は、全国約1.4倍に対し、三重県は約2倍となっている。一方、刑法犯検挙率は平成15年19.6%で前年の16.9%を上回ったが、全国平均に比べて低い状況である。

また、「一万人アンケート」の「防犯」に対する重要度意識は年々増加し、平成16年は第1位となっているが、不満度意識も年々増加しており、県民の防犯に対する不安が高まり、安全で安心して暮らせる社会環境づくりが強く求められている。

刑法犯認知件数や検挙率の状況、県民の意識を踏まえ、効率的な捜査活動により徹底した取締りと検挙を行うとともに、地域住民、関係機関等との連携をより深めながら犯罪抑止対策に取り組まれたい。

## 講じた措置

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

## (1) 犯罪捜査体制等の充実・強化

街頭犯罪等を抑止・検挙するため、警察本部地域課に遊撃警ら隊を新設したほか、産業廃棄物の不法投棄事案など生活環境犯罪の取締りを一層強化するための環境犯罪捜査室や不法滞在者などに係る犯罪の摘発、検挙を強化するための警備特別捜査室を設置しました。

## (2) 街頭犯罪等抑止総合対策の推進

平成15年中の刑法犯認知件数は、その増加傾向に一定の歯止めがかかったものの、依然として県民が身近に不安を感じる自動車盗や侵入窃盗などの街頭犯罪等が多発していることから、

ア 犯罪が多発する5地区への警察官の集中投入などによる街頭パトロール活動の強化(大山田、富田・富洲原、諏訪、平田、津駅前・江戸橋)

イ 緊急地域雇用創出特別交付金を活用した警備員による民間パトロールの実施(桑名、四日市北、四日市南、鈴鹿、津、松阪及び伊勢警察署の7警察署管内)

ウ 公共空間における安全確保のための「スーパー防犯灯・ミニスーパー防犯灯」の設置(スーパー防犯灯1地区19基(諏訪地区)、ミニスーパー防犯灯3地区24基(桑名駅前地区8基、鈴鹿平田地区8基、津駅前及び江戸橋周辺地区8基))

エ 青色回転灯を装着した地域住民による自主パトロール活動の促進(H16.12.1から運用、6団体26台)

オ 「防犯ボランティア相談窓口」の設置(フリーダイヤル及びメールボックス)等を推進しました。

## 2 取組の成果

平成16年中の刑法犯認知件数は38,455件、前年と比較して4,132件(9.7%)減少し、平成15年に続き2年連続で減少しました。また、刑法犯検挙件数は、8,896件で、前年と比較して535件(6.4%)増加し、検挙率も23.1%と3.5ポイント向上しました。

## 平成17年度以降(取組予定等)

## 1 街頭犯罪等抑止総合対策

犯罪が多発する地区を重点にパトロール活動を一層強化するとともに、自治体等関係機関・団体、地域住民との連携・協働による防犯活動を推進するほか、犯罪情報地理分析システムを活用した情報発信や青色回転灯等の貸出しにより、地域における自主防犯活動の積極的な支援に努めます。

## 2 身近な知能犯罪抑止総合対策の推進

「振り込め詐欺」が多発していることから、発生実態に即応した情報を提供するなど、その予防・検挙に努めます。

## 3 組織犯罪対策の推進

警察本部に組織犯罪対策課及び国際捜査課を新設し、主として組織を背景として敢行される犯罪や来日外国人犯罪捜査をより一層強化します。

## 施策名 (322) 地域安全対策の推進

主担当部局名 警察本部

## 監査の結果

## 2 自主的な防犯活動の促進

平成16年3月に「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」が制定されるとともに、地域住民が自主的に防犯ボランティア組織を結成し、自らの手で身近な犯罪を防止しようとする動きが広がっている。

安全で安心して暮らせる社会環境の整備は、住民、市町村、関係団体等との連携協力が不可欠であることから、地域社会全体が連携協力して犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現に向けた事業展開を行うとともに、それぞれの地域の実情にあった自主防犯組織活動が広がるよう支援されたい。

## 講じた措置

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

平成15年中の刑法犯認知件数は42,587件で、前年比-4,132件(-9.7%)と減少し、その増加傾向に歯止めがかかったものの、県民が身近に不安を感じる自動車盗、ひったくり等の街頭犯罪や空き巣、忍込み等の侵入窃盗が多発していることから、

ア 平成16年12月1日から着脱式の青色回転灯を点灯させての自主防犯パトロールが可能となったことを機に、青色回転灯を装着したパトロール活動の促進

イ 街頭犯罪等を抑止するため、自主防犯団体の結成の促進

ウ 地域の実情に応じた自主防犯活動の拡大を図るため、地域住民等の自主防犯パトロール等において生じる種々の問題に対応するための相談窓口(フリーダイヤル、メールボックス)の設置

エ 街頭犯罪等から女性・子どもを守るため、一般住宅、事業所等の協力を得て、女性・子どもを対象にした保護・避難場所の確保

オ 明るく安全なまちづくりを推進するため、「セーフティライトアップ運動」に取り組み、自治体、関係機関と協働して、事業所、住民等に働き掛けるなど防犯灯の増設や門灯の夜間点灯等の促進等を推進しました。

## 2 取組の成果

(1) 平成16年中の自動車盗、ひったくり等の街頭犯罪及び空き巣、忍込み等の侵入窃盗の認知件数は7,688件で、前年比-3,655件(-32.2%)と、平成15年に続き2年連続で減少しました。

(2) 地域住民の自主防犯活動の支援に努めるとともに、自治体、関係機関・団体等と連携・協働を強化した結果、

ア 6団体(26台)が青色回転灯を装着した防犯パトロール活動を実施

イ 94団体が自主防犯組織を結成

ウ 街頭犯罪等から女性・子どもを守る「子ども110番の家」42,128箇所(昨年比+6,728箇所)、ガソリンスタンド「共生・防犯ネットワークみえ子ども110番」750店舗、理容組合「みんなを守る店(ちょきちゃんの店)」1,905店舗のほか、大手スーパーマーケット、宅配業者、信用組合等4,587店舗の整備

エ 明るく安全なまちづくりを推進するための防犯灯、門灯の夜間点灯数3,057灯(平成10年から累計44,736灯)の増設

など、自主防犯活動の活性化を図ることができました。

## 平成17年度以降(取組予定等)

1 自主防犯活動を継続的かつ恒常的なものにするための支援活動として、公募によりモデル7地区を選定し、青色回転灯等の貸与支援を行います。

2 地域住民の自主防犯意識を高め、自主防犯活動を促進するため、犯罪情報地理分析システムを活用した地域の犯罪情報を県警ホームページ等により地域住民に分かりやすく提供します。

施策名 (322) 地域安全対策の推進

主担当部局名 警察本部

監査の結果

3 相談業務および被害者対策の充実

犯罪の増加に伴い、県民からの相談件数が増加し内容も多様になっている。また、犯罪被害者およびその遺族への精神的な負担軽減などのきめ細やかな支援が求められているので、三重県犯罪被害者支援連絡協議会や三重行政相談連絡協議会などの関係機関とさらに連携を深めながら、相談者、犯罪被害者等の視点に立った相談業務および被害者対策を充実されたい。

講じた措置

平成16年度

1 実施した取組内容

(1) 犯罪等により身体的、精神的、経済的被害を受けた被害者に対し、その負担軽減を図るため、

ア 各種被害相談窓口の開設

イ 専門相談の実施（臨床心理士によるカウンセリング、弁護士による法律相談）

エ 被害者向けの手引きの作成

オ 診断書料等の支給

など諸施策を推進しました。

(2) 犯罪被害者等の様々なニーズにこたえるため、専門知識、経験が豊かな弁護士や臨床心理士に委託した法律相談、カウンセリングを行ったほか、司法、行政、医療等の関係機関・団体による被害者支援のためのネットワーク「三重県犯罪被害者支援連絡協議会」等との連携を強化しました。

2 取組の成果

(1) 犯罪被害者等の精神的な負担を軽減するため、警察署職員による被害者支援要員212名（昨年比+35名）を指定し、339件の被害者への付き添い、要望等の聞き取り等の被害者支援を実施しました。

(2) 被害者支援のためのネットワーク「三重県犯罪被害者支援連絡協議会」に三重県人権センターを会員として加えるとともに、実務担当者会議等を開催するなどし、同連絡協議会の充実にも努めました。

(3) 弁護士、臨床心理士等に委託しての法律相談、カウンセリングによる被害者支援（実施件数28件（前年比+9件））を推進しました。

平成17年度以降（取組予定等）

1 全警察職員に対し、被害者支援の必要性・重要性・手法等についての指導を強化し、犯罪被害者等の満足が得られる充実した被害者支援を行います。

2 被害者支援を行う民間支援団体の設立に向けた取り組みを促進します。

3 専門家による法律相談、カウンセリングについては、広報により周知を図り、その活性化に努めます。

## 施策名 (322) 地域安全対策の推進

担当当局名 警察本部

監査の結果

4 警察の基盤整備の充実

警察官の定数を平成14年度に90人、15年度に60人、16年度に45人増員しているが、平成16年4月1日現在の警察官1人当たりの負担人口は667人と全国平均527人よりも低い水準であることから、警察官の効率的な配置や地域の実情に応じた増員を検討されたい。

また、平成16年4月1日現在、警察署は18署、交番・駐在所や261箇所となっているが、耐震化対策実施済みの警察署は、平成15年度末現在7署であることから、地域の安全拠点として十分に機能し、県民の安全・安心のよりどころとなる施設にするため、早急に耐震化工事計画を策定し、すみやかに実施するとともに、交番・駐在所については、地域の治安情勢・ニーズなどを踏まえ、再編・再配置計画を策定されたい。

講じた措置

平成16年度

1 実施した取組内容

(1) 警察官の増員と効率的配置

厳しい治安情勢に対処するため、増員警察官60人の配置に当たり、遊撃警ら隊の新設等組織の改編と現場強化のための警察官の再配分を行うとともに、業務のIT化等合理化施策を推進し、1人でも多くの警察官が街頭パトロール活動を行える体制を確保するなど増員の効果が最大限に発揮できるよう努めました。

(2) 警察施設の整備

ア 警察署の建替整備

老朽化する四日市南警察署の建替整備3年計画の初年度に当たり、基本及び実施設計を行いました。

イ 警察署の耐震化

大規模地震対策の一環として、平成15年度に引き続き、2警察署の耐震化工事を行ったほか、平成17年度の耐震化工事に向け、工事計画の策定等諸準備に取り組みました。

ウ 交番・駐在所の整備

地域の安全センターである交番・駐在所の整備を図るため、桑名駅前交番等4交番、2駐在所の建替整備を行ったほか、駐在所の統合により、2交番を新設しました。

(3) 交番機能の強化

交番・駐在所が不在時における電話による相談・通話等を警察署へ自動的に転送する「加入電話不在転送システム」を導入したことにより、パトロール活動の強化と相談等へ迅速に対応でき、県民の治安に対する不安感の解消に努めました。

2 取組の成果

(1) 犯罪の発生実態に即したパトロール活動を強化した結果、地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数は1,135件で、昨年を138件上回りました。

(2) 県民の治安に対する不安を解消するため、交番・駐在所と自治会、地域住民等が連携・協働して行う身近な治安問題の解決に取り組み、地域における防犯パトロールを通じて少年非行、盗難防止対策等の事業を推進しました。

平成17年度以降(取組予定等)

県民の安全・安心を確保するため、地域における治安・防災の拠点である警察署の建替整備や2警察署の耐震化工事を行うほか、交番・駐在所の建替整備を行います。

また、地域の実情に即した交番・駐在所の再編整備を地域住民のコンセンサスを得ながら推進する一方、交番相談員の充実と効果的な運用により、「空き交番」の解消を図るなどして交番機能の一層の充実に努めるとともに、地域警察官のパトロール活動を強化して、良好な治安の回復に努めます。

施策名 (323) 安心な消費生活の確保

担当当局名 生活部

監査の結果

1 消費者の自立の促進

近年、社会、経済の成長とともに消費者問題は複雑化、多様化し、商品取引を巡るトラブルや相談件数が増加している。消費者契約法や消費者基本法では、消費者の利益を保護するとともに消費者の自立を求めている。

県では、青少年消費生活講座等啓発講座の開催や広報紙『素敵なくらし』の配布、ホームページの充実など高校生や高齢者等対象者に合わせた情報提供や啓発を行い、自立した消費者の育成を図っているが、教職員やPTAに働きかけて子どもの頃からの消費者教育を行うなど、学校、家庭、地域における消費者教育を充実するとともに、消費者団体の育成、ネットワーク化を促進されたい。

講じた措置 (勤労・生活分野)

平成16年度

1 実施した取組内容

(1) これから社会に出る高校生を対象に、消費生活の基礎知識を啓発し、消費者トラブルを防止するため、青少年消費生活講座を開催しました。

平成17年1月～2月 県内の高等学校9校で実施

(2) 消費者に消費者問題に関する情報等を提供し、自立した消費者を育成するため、広報紙「素敵なくらし」の配布及び、ホームページの充実を行いました。

「素敵なくらし」 年4回 各31,000部 市町村・消費者団体等に配布

(3) 出前講座等を希望する学校や地域に対して、消費生活に関する情報提供及び啓発を行いました。  
実施学校 2校 ・1日講座：57回

(4) 消費者と製造・流通・加工事業者との交流会を行い、消費者団体の育成を行いました。

実施回数 3回

(5) 三重県消費者団体連絡協議会会議の開催 年：13回

2 取組の成果

複雑・多様化する消費生活に正しく対応できる消費者を育成し、消費者トラブルの未然防止に努めました。

消費者と製造・流通・加工事業者との交流会には、消費者団体から延べ103人が参加しました。

平成17年度以降(取組予定等)

(1) これから社会に出る高校生を対象に、消費生活の基礎知識を啓発し、消費者トラブルを防止するため、引き続き青少年消費生活講座を開催するとともに、県内の高等学校に開催を働きかけます。

平成18年1月～2月 県内の希望高等学校で実施

(2) 消費者に消費者問題に関する情報等を提供し、自立した消費者を育成するため、広報紙「素敵なくらし」の配布及び、ホームページの充実を行います。

「素敵なくらし」 年4回 各31,000部 市町村・消費者団体等に配布

(3) 学校や家庭と連携した消費者啓発を行うよう、引き続き、各学校へ積極的に働きかけます。

(4) 架空請求・不当請求や高齢者が被害者となる悪質商法など、地域における消費者教育を市町村と連携しながら進めます。

(5) 消費者団体に情報提供をしたり、消費者と製造・流通・加工事業者との交流会など研修機会の提供、省資源・省エネルギーの啓発やエコポイント事業など連携・協力した取組を行うことで、消費者団体の活性化や育成を図ります。

## 施策名 (323) 安心な消費生活の確保

主担当部局名 生活部

## 監査の結果

## 2 消費生活相談の充実

県消費生活センターでは、専門員により消費者からの相談や苦情に対応しているが、平成15年度は、有料情報使用料など身に覚えのない債務に対する不当請求が急増し、相談件数は新規だけで、12,947件と14年度の1.5倍となった。

平成16年度からは(株)NTT志摩コンタクトセンターに一部業務委託し、24時間体制で情報提供、相談業務を行えるようにしているが、相談に対する県民ニーズを把握し、市町村と連携・協力し役割分担を図りながら、電話回線の増設、メールによる相談の受付等ニーズに応じた体制を整備し、相談機能の充実を図りたい。

## 講じた措置(勤労・生活分野)

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

- (1) 相談電話が繋がらないという苦情が多いことから、4月21日から消費生活情報提供サービス(コールセンター)を開始し、24時間体制で情報提供を実施しています。また、県広報や市町村広報等で、コールセンターの周知を図るとともに、県民生活センターにかかる話中の相談電話にコールセンターの紹介を行うことで、急増している架空請求、クーリング・オフ相談に対応しました。
- (2) 市町村担当者会議を開催し、消費者基本法改正に伴う市町村と県の役割分担について意見交換するとともに、市町村合併が進む中で、県民が身近なところで相談ができるように、消費生活相談センターの設置を市町村に働きかけをしました。
- (3) 消費生活相談員の増員、資質の向上  
平成16年度に相談員を2名増員するとともに、研修等に派遣し専門知識等の向上を図っています。

## 2 取組の成果

- (1) 架空請求及びクーリング・オフに関する相談は、コールセンターにおいて対応を行い(16年度アクセス件数 8,430件)、相談者の不安解消に役立てることができました。
- (2) 平成18年度から、鈴鹿市が亀山市と広域で消費生活センターを設置することとなりました。

## 平成17年度以降(取組予定等)

- (1) 引き続き市町村と連携を取りながら、市町村における相談体制の強化に向けた支援を行うとともに、消費生活センターの設置について働きかけを行います。
- (2) 県民生活センターの電話回線の増設に向けた相談体制を検討します。
- (3) さらにコールセンターの利用が促進されるよう、PR活動を行っていきます。
- (4) 消費生活相談員の資質向上等相談体制を充実する一方、消費者トラブルの未然防止・拡大防止を図るため、消費者教育・啓発に力を注ぎます。

施策名 (323) 安心な消費生活の確保

主担当部局名 生活部

監査の結果

3 消費者への情報提供の充実

消費者の適切な選択を支援しその安全を確保するため、マスコミや広報紙等さまざまな手段を活用し、消費者へ迅速で分かりやすい情報を提供することが重要である。

県ではさまざまな手段で情報提供を行っているが、今後はさらに消費者の利益を守る観点から苦情相談や事業者指導に関する情報提供を充実するとともに、市町村の協力を得て県民への情報の周知を図りたい。

また、食の安全・安心プロジェクト、省資源・省エネルギー事業では農水商工部、環境森林部等関係部局と連携し、消費者の視点を生かした取組を行っているが、今後はさらに地産地消運動や環境先進県づくり等の事業にも、消費者の参画が得られるよう情報提供を行われたい。

講じた措置 (勤労・生活分野)

平成 16 年度

1 実施した取組内容

- (1) 広報誌「素敵なくらし」により県民への情報の周知を行いました。  
年 4 回 各 31,000 部 市町村・消費者団体に配布
- (2) ホームページによる情報提供の充実を行いました。  
アクセス数 23,431 件 (平成 15 年度: 17,095 件)
- (3) 県政テレビ番組「県政ウォッチング」による情報 (啓発) 提供を行いました。
- (4) 志摩コールセンターを活用し音声自動応答装置により消費生活情報の 24 時間提供を行いました。  
アクセス数: 8,430 件
- (5) 街頭啓発や環境フェアを通じて省資源・省エネルギーについての消費者への情報提供及び啓発を行いました。  
街頭啓発: 県内 5ヶ所約 1,500 人対象
- (6) FM スポット放送による「環境にやさしい買い物」についての消費者への情報提供及び啓発を行いました。  
放送回数 15 回 (30 秒 CM)
- (7) 市町村へ消費問題にかかる情報提供を行いました。  
情報提供: 3 回 市町村広報紙への掲載: 16 回
- (8) 消費者と製造・流通・加工事業者との交流会を行い、「みえの安心食材」などについて紹介しました。  
3 回開催 参加人数: 延べ 103 人
- (9) 高校生用冊子を作成し、「みえの安心食材」・「E マーク」・「三重ブランド」について紹介しました。  
高校生用冊子 約 13,000 部配布
- (10) 相談事例や対策についてマスコミへの資料提供、県広報紙へ掲載し、県民の注意を喚起しました。  
マスコミへの資料提供: 16 回 県広報紙への掲載: 3 回

2 取組の成果

ホームページへのアクセス数が昨年比で約 40% 増加し、また、平成 16 年 4 月から開始した音声自動応答装置による情報提供も年間 9,000 件の利用が見込まれ、情報提供の手段が周知されて利用者も増加しています。

平成 17 年度以降 (取組予定等)

- (1) 音声自動応答装置のさらなる周知、利用促進への啓発を行います。
- (2) 市町村と連携を密にして双方で情報提供を行い、緊急的なトラブル案件については、市町村がリアルタイムで地域住民に情報提供を行える体制を構築します。
- (3) 事業者指導及び消費者に対する情報提供手段については、いかに迅速に実践 (特に事業者名公表について) できるかが課題となっており、効果的な対策について検討します。
- (4) 省資源・省エネルギーに関し、消費者の自発的な行動を促すために、さらなる情報提供を街頭啓発やフォーラムを開催するなどして啓発に努めていきます。
- (5) 引き続き、消費者と製造・流通・加工事業者との交流会を行います。

## 施策名 (323) 安心な消費生活の確保

主担当部局名 生活部

## 監査の結果

## 4 市町村の取組支援の強化

消費者基本法の改正により、苦情処理、紛争解決について、県は専門性の高いもの、広域的な問題等について対応するなど市町村との役割分担が明確になった。

しかし、現在、市町村では四日市市のみが消費者センターを設置しており、他の市町村の担当窓口では消費生活相談等十分に機能していない状況にある。

消費者の自立を促進し、支援していくためには、住民に身近で、消費生活にかかる情報も集まりやすい市町村が住民の啓発や相談対応を行っていくことが重要であり、県は市町村との連携を図り、自主的な取組を働きかけるとともに、積極的に支援されたい。

## 講じた措置（勤労・生活分野）

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

- (1) 市町村担当者会議を1回開催し、市町村合併が進む中で、身近なところで相談ができるように、市町村での消費生活センターの設置についての働きかけをしました。
- (2) 県民サービスセンターから遠い紀北・紀南地域においては、消費生活センターの設置が急務であることから、尾鷲・熊野市を中心に広域での設置にかかる情報提供を行いました。
- (3) さまざまな消費生活情報をタイムリーに市町村に提供すること等により、市町村の独自に行う啓発活動の支援を行いました。

## 2 取組の成果

- (1) 平成18年度から鈴鹿市が亀山市と広域で消費生活センターを設置することになりました。
- (2) 市町村広報への掲載や地域に密着した消費生活ポスター・チラシを作成が行われるなど、市町村における啓発活動の充実が図られました。

## 平成17年度以降（取組予定等）

1 市町村の相談体制及び啓発活動の強化を図るため、引き続き支援を行います。

- (1) 多発する架空請求への対応策等消費生活問題の情報提供を積極的に行います。
- (2) 市町村担当者研修会を開催し、担当職員の資質向上を図ることで、県民が身近に市町村担当窓口で相談できる体制整備を進めます。また、消費生活センターを設置する市町村に対しては、相談員の人材育成を支援する等、市町村消費生活センター設置・運営を促進します。

施策名 (325) 感染症対策の推進

主担当部局名 健康福祉部

監査の結果

1 健康危機管理の体制整備

県では、平成13年度から健康福祉部に感染症対策や食中毒対策などを専任する部署を設置して、県民の健康危機管理体制を強化している。

平成15年2月には、重症急性呼吸器症候群(SARS)がアジア地域を中心に世界各地に広がったため、国ではSARSに対応するための体制が強化されたが、三重県でも「三重県SARS対応行動計画」を15年4月に策定し、病床の整備、医療機関における設備や備品の整備、県による陰圧式患者搬送装置の導入、保健所への防護資材の配備などの迅速な対応を講じている。

施策名 (325) 感染症対策の推進

主担当部局名 健康福祉部

監査の結果

2 感染症指定医療機関の整備

第1種感染症指定医療機関は、各都道府県ごとに1ヶ所整備することとされているが、三重県には整備されていないので、整備に向けて引き続き高次機能を有する医療機関等との協議を進められたい。

また、第2種感染症指定医療機関は、中勢伊賀保健医療圏で2床が不足しているため、早期に整備されるように医療機関との協議を進められたい。

講じた措置 (健康・安全分野)

平成16年度

1 実施した取組内容

- (1) エボラ出血熱等の患者に対応する第1種感染症指定医療機関の整備に関して設置の可能性があると思われる2つの医療機関と指定について、県の状況を伝え施設整備の制度を説明し、医療機関の意向をうかがい協議を行いました。
- (2) また、赤痢等の患者に対応する第2種感染症指定医療機関について中勢地域の1つの医療機関と協議を行いました。

2 取組の成果

- (1) いずれも大規模な改修工事が必要である等の理由で結論には至らず、実現できませんでした。平成17年度以降も引き続き協議を行うこととなります。

平成17年度以降 (取組予定等)

- (1) 感染症指定医療機関を受諾していただける可能性のある関係機関と引き続き協議を行ってゆきます。

## 施策名 (325) 感染症対策の推進

主担当部局名 健康福祉部

## 監査の結果

## 3 感染症対策における人権の尊重

感染症の未然防止、被害拡大防止には、適切な情報を迅速に県民や医療機関へ提供することが重要であるので、個人情報の保護や人権保護の観点に配慮しながら的確に対応する必要がある。

特に、感染症が発生した場合には、対象者等の健康診断、入院勧告、消毒、疫学調査などの迅速な措置が必要であるが、その際には患者の人権やプライバシーの保護について十分に配慮されるよう関係者に周知徹底されたい。

## 講じた措置（健康・安全分野）

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

- (1) 保健所において実施している調査や措置及び本庁からの情報提供については、常に患者やその保護者等に必要な説明を行い同意のもとに行うことを原則としています。
- (2) 「県政だより」の平成17年2月号や世界エイズデー（12月1日）の啓発事業等において、各保健所（県民局健康福祉部）で感染症患者の人権を尊重することの大切さを訴えました。

## 2 取組の成果

- (1) 県民の意識への働きかけであるため具体的な成果を検証することは難しいですが、桑名地域では高校生のボランティアによる啓発活動が実施されるなど、着実に人権意識の浸透が図られているものと思われます。

## 平成17年度以降（取組予定等）

- (1) 今後も、学校や一般県民への啓発活動を行うとともに、患者やその保護者等の人権やプライバシーの保護には、十分な配慮をもって対応していきます。

## 施策名 (325) 感染症対策の推進

主担当部局名 健康福祉部

## 監査の結果

## 4 感染症の研究体制の充実

科学技術振興センター（保健環境研究部）では、感染症の病原菌検査を行っているが、突発時の緊急対応が求められる業務であるとともに、精度の高い検査が求められるので、引き続きこれらに対応できる体制の整備を図られたい。

また、感染症に関する研究事業のテーマ選定については、感染症の発生動向を的確に分析するとともに、県民、企業、関係行政機関のニーズの把握について、引き続き努められたい。

## 講じた措置（総合企画局 科学技術振興センター）

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

- (1) 複雑・高度化する感染症に対応するため、保健環境研究部職員を「新興再興感染症技術研修」や「希少感染症技術研修会」・「公衆衛生情報協議会研究会」等に派遣しました。
- (2) 県内154医療機関からの発生動向調査及び20医療機関からの病原体検査の実施により得られた情報の分析と提供を行いました。
- (3) 麻しん・風しん患者の全数把握調査を行いました。（新規）

## 2 取組の成果

- (1) 感染症情報センターでは、その時期に流行している感染症情報を県民や医療機関に提供したり、新しく発生している感染症の情報を提供するなどした結果、情報提供件数は、本年1月末時点で16年度目標値の8,500件を達成しました。
- (2) 麻しん・風しん患者の調査の結果、三重県では麻しん、風しんともに発生は非常に少ないことがわかりました。この調査は平成17年度も継続します。
- (3) 研究に対するニーズ把握については、科学技術振興センター全体で「研究ニーズデータベース」を蓄積、運用しています。ニーズは企業や県民等からの技術相談・問い合わせ、事故等問題発生関連、学術会議や研究報告会を通じて把握しています。今後も引き続きニーズの把握に努めます。

## 平成17年度以降（取組予定等）

- (1) 新規事務事業「感染症危機管理システム」の予算化により、保健環境研究部に最新遺伝子技術検査（RT-PCR）機器の導入及び、専門的人材育成のための研修の強化を予定しています。

## 施策名 (331) 健康づくりの推進

主担当部局名 健康福祉部

## 監査の結果

## 1 「ヘルシーピープルみえ・21」の推進

県民の健康づくりについては、平成13年3月に策定した健康づくりの総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づいて取り組まれており、県民局ごとにテーマを設定し、食環境の整備、こころの健康づくり、喫煙対策等に取り組んでいる。

健康づくりは各地域で市町村が中心となって県民の主体的な参加のもとに進める必要があることから、県と市町村の役割分担を明確にして、地域特性に応じて取り組むテーマを設定するとともに、テーマに応じた数値目標を設定して進捗状況を継続的に評価・公表するなど効果的に取り組まれたい。

また、平成16年度には県民健康実態調査等を実施し、平成17年度に「ヘルシーピープルみえ・21」の中間評価を行うこととしているので、今後は地域特性に応じて取り組むテーマのほかに、県として共通的に取り組むテーマの設定についても検討されたい。

## 講じた措置（保健・医療分野）

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

## (1) 三重県民健康意識調査を実施しました。

県民1万人を対象として健康意識に関する、郵送によるアンケート調査を実施し、4,510人から回答を得ました。

## (2) 事業所における健康づくり環境実態調査を実施しました。

県内の企業3,000社を対象として健康づくりの状況について、郵送によるアンケート調査を実施し、915社から回答を得ました。

## (3) 事業所における健康づくりヒアリング調査を実施しました。

県内の事業所50社を対象として、アンケートなどでは調査できない実状を直接事業所に伺いヒアリング調査を実施しました。

## (4) 県民健康・栄養調査、歯科疾患実態調査を実施しました。

県民約2,000人を対象として身体状況、食事の状況、歯の状況などの実地調査及び喫煙、飲酒、歯の状況などのアンケート調査を実施し、1,176人の方にご協力いただきました。

上記の調査結果から、さらに地域の状況を把握するため県内市町村に対するアンケート調査と県内4市町村程度のヒアリング調査を実施しました。

## 2 取組の成果

(1) 「ヘルシーピープルみえ・21」では93の項目において目標値を設定し、取組を進めているところですが、今年度の調査においてすべての項目に現状値を設定するとともに、前回調査時に現状値がある項目については、その数値の増減などを比較することが可能となります。

(2) 「県民健康意識調査」結果については、各保健福祉部単位、市町村単位で調査結果を集計、公表するため、地域単位での目標設定に役立てていきたいと考えています。また、市町村へのアンケート調査などでさらに地域の状況を把握しました。

## 平成17年度以降（取組予定等）

(1) 平成16年度の調査結果を基にして、平成17年度には市町村職員やNPO団体代表なども含めた中間評価のための検討会を開催し、中間評価を行います。

(2) この中で現在課題としてあげられている市町村との役割の明確化や、各保健福祉部において地域特性に応じた取組をするためにテーマ・目標等を設定します。

(3) また、県として共通的に取り組むテーマや継続的に進捗状況を評価できるような目標設定などについても、再度検討を行います。

施策名 (331) 健康づくりの推進

主担当部局名 健康福祉部

監査の結果

2 こころの健康づくりの推進

平成15年度に全ての保健福祉部にこころの健康づくり担当者を配置するとともに、県民の身近なところでサポートができる体制として「リスナー」(傾聴者)の養成を進めているが、うつ病患者数は増加傾向にあるので、こころの健康の問題への対応を継続されたい。

また、平成15年度から本格的に「リスナー」の養成に取り組み県内で165名が養成されているが、今後、リスナーの地域での活動状況を把握して成果の検証を行うとともに、市町村や医療機関等とのネットワークづくりを進め、地域における県民のこころの健康づくり体制を充実強化されたい。

講じた措置 (保健・医療分野)

平成16年度

1 実施した取組内容

(1) リスナー養成研修

今年度、各保健福祉部でリスナー養成研修を実施し、286名のリスナーを養成しました。

(2) リスナー指導者研修

昨年度同様に保健福祉部、市町村保健師を対象にリスナー指導者養成研修を実施し、今年度は38名に修了証の発行を行いました。

(3) リスナーの質的評価のアンケート調査を四日市保健福祉部で実施したところ、精神のディケアサービス事業のボランティア活動の中でリスナーの役割を果たしているなどの回答がありました。養成したリスナーの活動の方向性については、スーパーバイザーの助言を得て検討した結果、公募の時点でNPOボランティア活動に参加している人に意図的に受講を働きかけ、受講前・直後・1年後に調査情報交換会を行い、活動の広がりや地域づくりに繋がるための支援を行うことが決まりました。

2 取組の成果

(1) リスナー指導者研修、リスナー研修の開催を通して、市町村保健師のこころの健康づくりへの関心が向けられつつあります。リスナー養成についても今年度から取組を開始した市町村もあり、今後取り組む意向を持っている市町村もみられ前向きな取組姿勢が現れてきています。

(2) 四日市市では中小企業で働く人のメンタルヘルス対策として、企業の組合と市保健師が協働しこころの健康教室を始めることになりました。

(3) 南勢志摩保健福祉部管内では、学校保健分野と協働し、中学生を対象としたメンタルヘルスの教室を開始しました。また来年度は教職員を対象にリスナー指導者研修や保護者を対象としたリスナー研修を行い、地域ぐるみで子どものメンタルヘルスを考える体制づくりに取り組む予定です。

平成17年度以降 (取組予定等)

(1) リスナー(傾聴者)の質的評価に係るアンケート調査を実施します。

(2) 市町村保健師のリスナー指導者としての人材育成を進めるとともに、リスナー養成事業への取組を広げていきます。また、市町村の既存事業の中にこころの健康づくりの視点を取り入れ、うつ病予防、早期発見、治療等ができるように働きかけていきます。

(3) 自殺予防対策を切口に、医療機関、産業保健、学校保健との連携を深め、リスナー養成の輪を広げていきます。

施策名 (331) 健康づくりの推進

主担当部局名 健康福祉部

監査の結果

3 健康診査等の促進

基本健康診査の受診率は全国との対比で中位であるが、がん検診については低位にあるので、市町村と協働して受診率の向上を図りたい。

また、市町村の基本健康診査の受診率に格差があるので、受診率の低い市町村についてはその向上に向けて支援されたい。

なお、基本健康診査については対象者の把握方法が統一されていないことから、正確に対象者の実態把握が行われるように支援されたい。

講じた措置（保健・医療分野）

平成 16 年度

1 実施した取組内容

- (1) 重点プログラムにおいてがん検診、特に乳がん対策をモデル的に行い受診率の向上を図っているが、基本健康診査においても、県内を巡回し市町村担当者に向けた啓発・研修会を年 4 回開催するとともに県内の健診情報の提供・健診体制の整備に努めるなどの支援を行っています。
- (2) 対象者の把握については、対象者を把握する方策として、国勢調査で公表されたデータを基にした算出方法を平成 14 年度に提示し、現在、特に人口の多い市町村で正確な把握が今まででできなかったところや、市町村合併により新市における対象者の把握が困難なところにおいて活用されています。

2 取組の成果

- (1) 市町村担当者が住民に対し広報等を活用した情報提供をするとともに、地区医師会等の関係機関と協議を行いながら、健診体制の充実に向けた検討を行っています。

	(平成 14 年度)	(平成 15 年度)
胃 がん検診受診率	9.6% (全国 40 位)	10.3% (全国 37 位)
子宮がん検診受診率	9.0% (全国 46 位)	9.6% (全国 43 位)
肺 がん検診受診率	16.7% (全国 39 位)	17.6% (全国 34 位)
乳 がん検診受診率	8.0% (全国 46 位)	8.9% (全国 42 位)
大腸がん検診受診率	12.0% (全国 45 位)	13.0% (全国 43 位)

(平成 17 年 2 月公表老人保健事業報告抜粋)

平成 17 年度以降（取組予定等）

- (1) がん検診については、引き続き重点プログラムで乳がん対策をモデル的に行い受診率の向上を図ります。
- (2) 基本健康診査については、県内を巡回し市町村担当者に向けた啓発・研修会の開催や市町村別受診率を含めた県内の健診情報の提供等により受診率の向上を目指すとともに、対象者の把握方法についても平成 14 年度に示した算出方法を引き続き提示していきます。

## 施策名 (331) 健康づくりの推進

主担当部局名 健康福祉部

## 監査の結果

## 4 紀南健康長寿モデル地区づくりの推進

紀南地域では、県と市町村との協働で住民参加による健康長寿モデル事業を進めている。  
この取組の中では、「げんき夢クラブ」による住民による自主的な地域での健康づくり活動、地域特性を生かした園芸療法・園芸福祉の取組、「ゆる体操」の普及などを展開し、地域住民の健康づくりに積極的に取り組んでいるので、住民参加型の手法や具体的な成果を他の地域にも普及されたい。

## 講じた措置 (地域・子育て分野)

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

- (1) 紀南健康長寿モデル事業を、新聞・雑誌・ラジオ・テレビ・インターネットのホームページ等様々なメディアを通じて情報発信しました。

新聞…中日新聞、毎日新聞、朝日新聞、読売新聞、日本農業新聞、日本経済新聞、地元3新聞。

専門誌…保健師ジャーナル16年5月号、公衆衛生16年7月号、10月号。

雑誌…健康雑誌「安心」16年新年号、2月号に続く5月号で特集。

テレビ…フジテレビ特ダネ、毎日テレビみかさつかさ、メーテレスーパーJチャンネル、

北海道ビタミンテレビ、読売ニューススクランブル、ZTVニュース2回。

ホームページ…更新 21回 (2月現在)

## 2 取組の成果

- (1) 紀南地域の住民が自主的に取り組んでいる健康づくり活動が、県内外を問わず注目され、東京小平市、愛知県豊田市より現地視察を受け、電話紹介は数ヶ所に及びました。また、県内2町村より出前トークの要請に応じました。地元の主産品(みかん・さんま)を、健康の視点からとりあげる講演会の開催等でげんきな産業づくりに糸口を開きました。

## 平成17年度以降 (取組予定等)

- (1) 紀南健康長寿モデル事業は、平成10年度から19年度までの10ヵ年事業であり、これまでの様々な取組により、地域住民の自主的な健康づくりへの意識が高まりつつあります。

平成17年度は、最終計画となる第三次実施計画を策定しますが、地域にしっかりと取組を根付かせ、情報発信をしながら各地に広げていきます。

また、県福祉事務所長会議などで報告するとともに、いろいろな機会を通じて情報発信することにより県内各地域に広げていきたいと考えています。

## 施策名 (333) 地域とともに進める社会福祉づくり

主担当部局名 健康福祉部

## 監査の結果

## 1 地域福祉計画の推進

県では平成 16 年 3 月に「三重県地域福祉推進計画」を策定し、これに基づいて市町村地域福祉計画の策定を支援するとともに、県の地域福祉推進の基本計画として 16 の数値目標を掲げながら推進することとしている。

しかし、市町村合併を控えている市町村では地域福祉計画の策定が進まないところが多いので、先行市町村の策定事例による実践的な研修や情報提供を行うことにより策定を支援されたい。

また、「三重県地域福祉推進計画」は、別に策定されている高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者プラン、みえ子ども未来プラン、健やか親子いきいきプランみえの福祉計画と、ヘルシーピープルみえ・21 や保健医療計画をも包含しており、各分野の共通事項と隙間部分を補う計画であることから、各分野にまたがる数値目標を設定しているのので、これらの数値目標の進捗状況を毎年公表して、計画を進行管理されたい。

## 講じた措置（福祉・子育て分野）

## 平成 16 年度

## 1 実施した取組内容

- (1) 市町村にむけて地域福祉計画実態調査を実施し、県に対する要望を把握するとともに、県内策定済市町村の実例発表を行なう情報交換会議を開催しました。
- (2) また、北勢県民局鈴鹿保健福祉部でも、行政だけでなく、大学、社会福祉協議会を交え、情報交換会議を開催しました。
- (3) さらに、南勢志摩県民局においても、先駆的に取り組んだ神奈川県平塚市の事例から「住民参加型計画の手法について」をテーマに研修会を開催しました。

## 2 取組の成果

- (1) 15 年度に津地方県民局で開催した「市町村合併を控える状況下で、今の市町村にできることは何か」をテーマにした研修会をきっかけに、16 年度から松阪市が策定に着手しています。
- (2) また、16 年度に開催した情報交換会議、研修会をきっかけに、志摩市・鳥羽市で計画策定の動きが見えるなど、研修会等の成果が現れているところです。  
そのため、「地域福祉計画の策定に着手している市町村の割合 (%)」は、13.6% (15 年度末) から 21.3% (16 年度末) に増加しました。  
(※16 年度は、三重県地域福祉推進計画 (県計画) の初年度にあたるため、数値目標の公表は 17 年度になります。)

## 平成 17 年度以降（取組予定等）

- (1) 情報交換会議、研修会は、策定支援の有効な手段と考え、17 年度も引き続き実施する予定です。
- (2) また、計画策定の動きがある市町村に、助言・指導を行なうアドバイザーを派遣し、より個別、具体的な市町村支援を行なうことも考えており、計画策定の着実な推進を図りたいと考えています。
- (3) なお、県の計画である「三重県地域福祉推進計画」の数値目標についても、進捗状況を公表し、進行管理していきます。

施策名 (333) 地域とともに進める社会福祉づくり

主担当部局名 健康福祉部

監査の結果

2 ボランティア活動の促進

ボランティア活動やNPO活動への社会参加意識の高まりが見られる中で、ボランティアセンターへの登録者数が増加しており、地域福祉におけるボランティアの果たす役割は大きくなっている。市町村ボランティアセンターにおいては、災害救援、子どもの健全育成などの幅広い分野のボランティアとの連携や支援を充実し、地域福祉を支えるボランティア活動の充実に図られるように支援されたい。

また、市町村ボランティアセンターへの登録者数が少ない市町村については、ボランティアセンターの活動が住民に十分に周知されていないことが考えられるので、普及啓発が充実されるように支援されたい。

講じた措置(福祉・子育て分野)

平成16年度

1 実施した取組内容

(1) 市町村ボランティアセンターにおいては、福祉ボランティア活動の支援が中心でしたが、福祉の枠にとらわれず幅広く支援していくために、県ボランティアセンターにおいて以下について取り組みました。

- ① 災害時のボランティア支援として、市町村ボランティアセンターが災害救援ボランティア活動の拠点となるための運営マニュアルを作成しました。
- ② 昨今、ますます重要性が増しつつある子育てボランティアの支援として研修会を開催しました。
- ③ 県内の市民活動・NPO支援センターの連絡会議に参画し、情報交流を行いました。
- ④ 県・市町村ボランティアセンター連絡会議において、ボランティア連絡協議会やNPOとの意見交換会を開催し、ボランティア及びNPO活動について、相互理解を図りました。

(2) 市町村のボランティア活動の普及啓発、相談のためのコーディネート機能を充実させるため、コーディネーター養成研修の見直しを検討しました。

2 取組の成果

(1) 昨年の豪雨災害において、海山町では、町ボランティアセンターが災害救援ボランティア活動の拠点となって支援を行いました。このノウハウを生かすため、県ボランティアセンターにおいて、市町村災害ボランティアセンターの運営マニュアルを作成し、災害時の市町村における災害救援ボランティア支援についての普及啓発が図られました。

(2) 県のボランティアセンターが県内の市民活動・NPO支援センターとのネットワークに参画することにより、従来の福祉ボランティアの枠にとらわれず、幅広くボランティア・NPOとの情報交流が可能となりました。

(3) 県・市町村ボランティアセンターが、市民活動団体・NPOと意見交換をすることにより、市民活動・ボランティア活動の多様性や相互理解を深めることができました。

(4) ボランティアコーディネーター養成講座について、来年度より①地域のニーズに基づいた地域開催の実施 ②市町村コーディネーターの企画への参画 ③受講者連絡会の設置を行うことになりました。

平成17年度以降(取組予定等)

(1) 県ボランティアセンターの事業を福祉の枠にとらわれず幅広く推進していくため、県内の市民活動・NPO支援センターとの連携を深め、事業推進において協働関係をつくっていきます。

(2) ボランティアコーディネーター養成講座について見直しを行い、①地域のニーズにもとづいた地域開催の実施 ②市町村コーディネーターの企画への参画 ③受講者連絡会の設置を行います。

(3) 福祉教育の推進において、地域における助け合いやボランティア意識の醸成を図るため、モデル地区を指定して充実を図ります。

施策名 (333) 地域とともに進める社会福祉づくり

主担当部局名 健康福祉部

監査の結果

3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進を図るために、県民への普及啓発事業、県及び市町村の公共施設等の改修や、ユニバーサルデザインアドバイザー、民間団体等による啓発事業、バリアフリーマップの作成などが行われているが、今後ともユニバーサルデザインのまちづくりの取組が広く展開され定着するように普及啓発や活動支援を継続されたい。

また、県では平成 12 年度から「三重県バリアフリーのまちづくり推進計画」に基づいて、教育や雇用、生活環境などの分野で県が取り組む諸事業について 38 の数値目標を掲げて計画を進めているので、この数値目標の進捗状況を整理して毎年定期的に公表されたい。

講じた措置（福祉・子育て分野）

平成 16 年度

1 実施した取組内容

- (1) 学校、民間事業者への出前講座を 3 事業所で 10 回、小中高等学校 24 校で 27 回実施しました。
- (2) ユニバーサルデザインのまちづくりに関する講演会、啓発キャンペーン等の普及啓発事業をユニバーサルデザインアドバイザーが設立市民団体に実施を委託、講演会を県内 6 箇所で開催、啓発キャンペーンを 15 団体が県内各地域で延べ 200 回以上実施しました。
- (3) 河芸町、松阪市、朝日町、安濃町、鳥羽市公共施設のバリアフリー改修を補助しました。
- (4) 「三重県バリアフリーのまちづくり推進計画」の数値目標については、15 年度数値目標進捗状況報告を整理しました。公表については、分野ごとに実績評価表で公表しています。

2 取組の成果

- (1) ユニバーサルデザインのまちづくりへの関心が高まり、学校、民間事業者への出前講座が 15 年度を上回りました。
- (2) ユニバーサルデザインアドバイザー市民団体への事業委託により、県民に継続してユニバーサルデザインのまちづくり普及啓発をすることが出来ました。
- (3) 市町村公共施設のバリアフリー化が進みました。
- (4) 数値目標の進捗状況整理と総括を行うことで、課題に向けた取組が可能になりました。

平成 17 年度以降（取組予定等）

- (1) 民間事業所、学校の出前講座をユニバーサルデザインアドバイザー等と協働で行います。
- (2) 16 年度に引き続き市民団体にユニバーサルデザインのまちづくりに関する講演会、啓発キャンペーンを委託実施します。
- (3) 朝日町、鳥羽市の公共施設のバリアフリー改修を補助します。
- (4) 数値目標の成果及び総括を行い、バリアフリーのまちづくり推進計画を見直します。今後は、進捗状況を把握し公表していきます。

施策名 (421) 自然環境の保全・再生と活用

主担当部局名 環境森林部

監査の結果

1 自然環境保全の推進

三重県は、県土の3割を占める全国第4位の広さの自然公園、県土の6割を占める森林、全国第9位の長さの海岸線を有するなど豊かな自然環境に恵まれている。

この恵まれた自然環境を守り後世に伝えていくことは重要であり、三重県自然環境保全条例に基づき、県民、市町村、事業者、NPOなどと協働して保全活動を積極的に進められたい。

講じた措置(森林・林業分野)

平成16年度

1 実施した取組内容

- (1) 県内の優れた自然環境や自然の風景地を保全するため、自然環境保全地域や自然公園の保護及び適正利用のために必要な管理を行いました。
- (2) 身近な自然環境の自発的な保全活動を促進するため、里地里山保全活動計画認定制度及び身近な自然を守る地域活動認証制度により、地域住民団体等の活動を支援しました。
- (3) 県内における保護・保全すべき希少野生動植物種や主要な生息・生育地を明らかにし、県民と自然環境情報を共有するため、三重県版レッドデータブック作成に必要な調査等を実施するとともに、特に保護が必要な種については、県指定希少野生動植物種に指定しました。

2 取組の成果

- (1) 4箇所の自然環境保全地域及び9箇所の自然公園の適正な管理を行うことにより、自然環境や自然の風景地の保全が図られました。  
また、奥伊勢宮川峡県立自然公園の公園計画の樹立に向け、必要な調査・調整を実施しました。
- (2) 里地里山保全活動計画の認定を4団体、身近な自然を守る地域活動の認証を1団体行い、認定団体は8団体、認証団体は4団体となり、地域での里地里山保全活動等の継続的な取り組み体制が整備されました。
- (3) 平成17年度のレッドデータブック策定を目指し、関係調査等を進め、平成16年度末には暫定レッドリストを公表しました。  
また、16年5月には、県指定希少野生動植物種として20種(動物10種、植物10種)を指定し、保全すべき対象を明らかにしました。

平成17年度以降(取組予定等)

- (1) 県内の優れた自然環境や自然の風景地を保全するため、自然環境保全地域や自然公園の保護及び適正利用のために必要な管理を行います。  
また、平成17年度に奥伊勢宮川峡県立自然公園の公園計画を樹立する予定です。  
なお、公園計画が樹立されていない3つの県立自然公園の公園計画の樹立を進めるため、必要な調査・調整を予定しています。
- (2) 身近な自然環境の自発的な保全活動を促進するため、里地里山保全活動計画認定制度及び身近な自然を守る地域活動認証制度の普及啓発を進め、制度に対する理解を促進します。
- (3) 県内における保護・保全すべき希少野生動植物種や主要な生息・生育地を明らかにした三重県版レッドデータブックを平成17年度に作成します。  
また、その情報についてはホームページ等を通じて、県民との情報共有を進めます。

## 施策名 (421) 自然環境の保全・再生と活用

主担当部局名 環境森林部

## 監査の結果

## 2 里地里山の保全活動

人間にとっての身近な自然環境である里地里山の荒廃は、人々の生活様式の変化、人口の減少などにより、人間生活により保たれてきた雑木林や水田が変化してきたことなどが原因とされている。このため、森林の適正管理、耕作放棄地の発生防止が必要となるので、中山間地対策などに関連した事業展開を検討されたい。

また、里地里山を保全するためには、開発事業、廃棄物の不法投棄も問題となっているので、環境行政全体で取り組むとともに、県教育委員会、市町村と連携して環境教育の場として活用されたい。

## 講じた措置（森林・林業分野）

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

- (1) 身近な自然環境の自発的な保全活動を促進するため、里地里山保全活動計画認定制度及び身近な自然を守る地域活動認証制度により、地域住民団体等の活動を支援しました。
- (2) 中山間地域等において耕作放棄地の発生防止等に取り組んでいる地域団体約200団体等に対し、里地里山保全活動計画認定制度及び身近な自然を守る地域活動認証制度についての周知を図り、制度の理解促進を図りました。
- (3) 認定・認証団体の行う里山保全活動の体験や自然観察会の開催などの環境教育に資する活動について、県ホームページでの周知などの支援を実施しました。

## 2 取組の成果

- (1) 里地里山保全活動計画の認定を4団体、身近な自然を守る地域活動の認証を1団体行い、認定団体は8団体、認証団体は4団体となり、地域での里地里山保全活動等の継続的な取り組み体制が整備されました。

## 平成17年度以降（取組予定等）

- (1) 身近な自然環境の自発的な保全活動を促進するため、中山間地域等での活動団体など幅広い団体に対し、里地里山保全活動計画認定制度及び身近な自然を守る地域活動認証制度の普及啓発を進め、制度に対する理解を促進します。
- (2) 認定・認証団体の行う里山保全活動の体験や自然観察会の開催などの環境教育に資する活動を支援します。

施策名 (421) 自然環境の保全・再生と活用

主担当部局名 環境森林部

監査の結果

3 森林公園の利用促進

森林公園（三重県民の森、三重県上野森林公園）は、もともとある自然を対象としている自然公園であり、県民に自然とのふれあいの場を提供し、自然について学べる場を提供するために整備された公園である。

森林公園では、自然観察会や各種イベントなどが開催されているが、利用者が減少しているのが、原因を分析するとともに、利用者ニーズを把握して、県民に親しまれる公園運営を行われたい。

講じた措置（森林・林業分野）

平成16年度

1 実施した取組内容

- (1) 利用者のニーズに答えるため、年末年始の12/29～1/3を除き開園し、利用者の利便性を高めています。
- (2) 運営スタッフである学習指導員及び自然共生推進員が、利用者へのきめ細かなサービスの提供について毎日ミーティングを行い確認しています。
- (3) 森林公園の運営に参画する県民やNPO等のボランティアを構成員とする「モリメイト」を活用した利用者参画型の運営に努めています。
- (4) 県民が自然とふれあい、親しめる機会を提供するため、月2回を目標として自然体験型の行事を開催するとともに、「こどもクラブ」、「雑草ワークショップ」等の通年企画を実施しています。
- (5) 平成15年度に開設したホームページの充実を図り、園内の開花状況やイベント情報等のきめ細かな提供に努めています。
- (6) 来園者にアンケート調査を行い、反映できる意見等は取り入れる等により、利用度の高い森林公園を目指しています。

2 取組の成果

- (1) 周知されてきたことにより、遠足、林間学校、養護施設、地域の団体等の利用者が年々増加しています。
- (2) 来園者数による成果  
平成15年度の年間公園利用者数 139,146名  
平成16年度4月～2月までの公園利用者数 151,103名  
前年度4月～2月までの公園利用者に対して19%増加しています。

平成17年度以降（取組予定等）

- (1) 前年度の実績を踏まえて、「モリメイト」等を活用した利用度の高い自然公園をめざすとともに、利用者へのサービス向上に努めます。
- (2) 利用向上につなげるため、利用者のニーズに答える行事を開催します。
- (3) 利用者の安全で安心な利用を進めるため、継続して適切な公園管理を進めます。

## 施策名 (421) 自然環境の保全・再生と活用

主担当部局名 環境森林部

## 監査の結果

## 4 自然環境や生態系に配慮した河川・海岸整備

河川整備や海岸整備にあたっては、周辺の自然環境や生態系と調和を図るとともに、事業実施後も自然環境などの状況確認を行われたい。

## 講じた措置(県土整備部 流域整備分野)

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

## (1) 河川、湖沼等の保全・再生

身近な自然である河川環境の保全や再生のため、自然環境に配慮した水辺空間(多自然型護岸)の整備を実施しました。また、事業実施河川において、ネコギギやその他貴重な魚類の生息確認調査を実施しました。

## (2) 海浜の維持・保全と再生

水と親しむことができる自然豊かな水辺空間を創出するため、自然の消波機能と生態系が存在する場である海浜を保全、復元する養浜事業を実施しました。

また、海岸部の美化・清掃活動として、美化ボランティアを推進しました。

## 2 取組の成果

## (1) 河川、湖沼等の保全・再生

自然環境に配慮した水辺空間(多自然型護岸)の整備を実施し、多自然型護岸の整備済延長は、約35kmとなりました。また、生息確認調査実施の結果、ネコギギの生息が確認できました。

## (2) 海浜の維持・保全と再生

海岸部における養浜事業は、相模地区海岸他4地区海岸で事業を行い、平成16年度末の海浜復元海岸線延長は、約3.8kmとなります。

海岸美化ボランティアとして70団体、延べ約14,500人に参加頂き、海岸管理者からは作業に要する物品支給等を行いました。

## 平成16年度以降(取組予定等)

## (1) 河川、湖沼等の保全・再生

① 河川環境の保全や再生のため、引き続き自然環境に配慮した水辺空間(多自然型護岸)の整備を実施します。

② 事業実施後の自然環境等の状況確認については、ネコギギ調査や水辺の国勢調査等の結果も参考にしながら、その状況確認に努めたい。

## (2) 海浜の維持・保全と再生

① 自然の消波機能と生態系が存在する場である海浜の保全・復元のため、引き続き養浜事業の事業進捗を図ります。

② 事業実施後の自然環境等の状況確認については、美化ボランティア等と協働して自然環境の保全に努めてまいります。

## 施策名 (431) 環境経営の推進

担当部署名 環境森林部

## 監査の結果

## 1 環境マネジメントシステムの普及促進

循環型社会を構築していくため、環境と経済が同軸で好循環する環境経営を推進することが求められている中、三重県では、事業者の自主的な環境保全活動を促進するため、ISO14001 の認証取得支援を行っており、平成 14 年度時点で、10,000 事業所あたりの認証取得率は、全国 2 位となっている。

しかし、県内の事業所の大半を占める小規模事業所にとって ISO14001 の認証取得は、費用負担、労力負担が大きいことから、負担の小さい環境マネジメントシステムである「小規模事業所向け EMS」の制度創設に取り組んでいる。

今後は、「小規模事業所向け EMS」を広く普及させ、環境マネジメントシステムとしての信頼性の確保に努めるとともに、認証を取得したことが企業にとってメリットとなるような施策を市町村や事業者の協力を得て推進されたい。

## 講じた措置（経営企画分野）

## 平成 16 年度

## 1 実施した取組内容

三重県版小規模事業所向け EMS 制度（M-EMS）は平成 16 年 8 月に認証組織（M-EMS 認証事業部）を立ち上げ、平成 16 年 9 月から制度運用を開始しました。

制度は M-EMS 認証事業部が小規模事業者に対してコンサルを実施し、認証を行う「第三者認証」方式としました。なお、規格については全国の地域で最も普及している KES（京都・環境マネジメントシステム・スタンダード）と同一規格を採用しています。

また、制度の信頼性を確保するために制度運営にかかる諮問的な委員会として学識経験者を中心とする制度検討委員会を設置しました。

さらに、制度普及のため、商工会議所、商工会を中心とした説明会を開催しています。

## 2 取組の成果

M-EMS 認証希望事業者に対する説明会を開始し、平成 17 年 3 月末現在において、1 社が審査登録し、29 社がコンサル契約を締結しました。なお、構築講座には 34 社、42 名が参加しています。

## 平成 17 年度以降（取組予定等）

引き続き審査員の資質向上、コンサルタント用マニュアル、審査員用マニュアルの充実等による制度の信頼性向上に取り組むとともに県内事業者への制度普及を積極的に図っていきます。

さらに、同様の制度が普及している先進事例なども参考にしながら、事業者間のグリーン購買等の取引条件としての採用を促進するなど、「企業環境ネットワーク・みえ」、「みえ・グリーン購入倶楽部」等の企業や市町村に対しての制度普及への理解促進を図っていきます。

施策名 (431) 環境経営の推進
-------------------

主担当部局名 環境森林部
--------------

監査の結果
-------

2 環境経営に向けての企業連携の強化
--------------------

<p>県内の企業が連携して環境経営に取り組むため「企業環境ネットワーク・みえ」を、グリーン購入を普及させるため「みえ・グリーン購入倶楽部」を設立し、環境経営に取り組んでいるが、それぞれの組織運営は、県に委ねられているところが大きいので、自主的な運営が図られるよう働きかけられたい。</p>
--

講じた措置(経営企画分野)
---------------

平成16年度
--------

1 実施した取組内容
------------

(1) 企業環境ネットワーク・みえ
-------------------

<p>「工場等現地における情報交換や企業を取り巻く最近の情勢等に関する情報交換を進めたい。」という会員ニーズに対応したテーマを設定し、定期的に世話人会(世話人企業:34社)を開催しています。</p>
---

① 第1回(H16.6.10)企業の社会的責任に関する研修
-------------------------------

② 第2回(H16.9.8)本田技研工業㈱鈴鹿製作所
----------------------------

③ 第3回(H16.11.25)住友電装㈱鈴鹿製作所環境展
-------------------------------

(2) みえ・グリーン購入倶楽部
------------------

<p>総会、幹事会を開催し、今後の取組方向等について、協議するとともに、代表幹事(三重ゼロックス㈱)と協働で事務分担しながら、事業を実施しています。</p>
--

2 取組の成果
---------

(1) 企業環境ネットワーク・みえ
-------------------

<p>世話人企業が積極的に視察受け入れや環境展の開催などネットワークの場を通じて、自社の取組の情報発信を行うようになってきており、今後こうした動きが活発化するものと思われます。</p>
--

(2) みえ・グリーン購入倶楽部
------------------

<p>三重ゼロックスをはじめとする会員企業を中心に役割分担しながら、ホームページの更新、会報誌の編集・発行を行っています。また、昨年10月には日本で初めて開催された、グリーン購入世界会議(仙台)へも会員企業が自主的に参加するなどの動きが出てきました。</p>
---

<p>また、会員企業への訪問研修の開催や、「資源とエネルギーを大切にす県民運動推進会議」と共催で、消費者を対象にした「グリーン購入フォーラム」などを開催しました。</p>
---

平成17年度以降(取組予定等)
-----------------

(1) 企業環境ネットワーク・みえ
-------------------

<p>世話人会構成企業と連携しながら、研修会、先進企業現地研修会等を開催し、世話人企業間の連携強化に努め、ネットワーク活動が活発化されるよう働きかけていきます。</p>
--

(2) みえ・グリーン購入倶楽部
------------------

<p>代表幹事(三重ゼロックス)と事務局機能を分担しながら、会員の参加意識の高揚を図り、会報誌の発行や研修会、啓発事業等を会員企業をメンバーとする委員会方式により事業活動が展開されるよう働きかけていきます。</p>
---

## 施策名 (431) 環境経営の推進

主担当部局名 環境森林部

## 監査の結果

## 3 環境経営に関する優良事例表彰制度の効果の検証

「日本環境経営大賞」は、全国から優れた環境経営に取り組む事業所を募集して表彰する制度であるが、制度創設から3年を経過することから、環境経営に関する優良事例を県内企業に紹介するため県が全国規模の表彰を行うことについて、取組結果が県内企業に広く浸透しているかなど事業効果を検証されたい。

## 講じた措置（経営企画分野）

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

県内事業所等に対して、環境経営の理念を浸透させ、自主的な環境取組を促進するため、日本環境経営大賞で得られる先進的な取組や人材などの情報を、セミナー開催等により提供する「環境経営サロン」を開催しています。

平成16年度は、「地球温暖化防止」、「企業の社会的責任（CSR）」、「金融機関における環境経営取組」、「LCA（ライフサイクルアセスメント）」等の個別テーマにより開催しています。

県内事業所の環境保全取組度合いを把握する一環として、県内事業者に対して実態調査を実施しました。（回答数：3,000）

## 2 取組の成果

環境経営サロンについては、平成17年2月現在、開催回数7回で、314社、475名の参加がありました。「金融機関における環境経営取組」については県内金融機関からの要望もあり、継続的に開催しています。

また、第1回日本環境経営大賞環境経営優秀賞を受賞した㈱INAX伊賀工場では、受賞を契機として見学者が増加、外部環境コミュニケーションが活発化し、従業員の志気が向上したと伺っています。

さらに、第2回日本環境経営大賞環境経営優秀賞を受賞した京セラミタ㈱玉城工場では、「社会環境報告会」を全社をあげて開催するなど、環境経営の更なるレベルアップにつながっています。

なお、県内事業者に対する実態調査結果については、現在取りまとめ中です。

## 平成17年度以降（取組予定等）

(1) 環境経営サロンについては、今後は、テーマ別や業種別のサロン開催など、参加者のニーズをより特定した形での実施や、「企業環境ネットワーク・みえ」、「みえ・グリーン購入倶楽部」と更なる連携を深め、現地見学なども含め、より効果的に開催します。

(2) 日本環境経営大賞については、企業の環境経営取組が、社会的責任のひとつとして一層の成果が求められてくる状況のなか、環境経営に熱心に取り組む成果を上げている活動を適正に評価し、そうした情報を広く共有する仕組みを構築するという主旨に基づき、3年間の成果と課題を踏まえて、これまで構築してきた産学官協働の人的ネットワークを活用しながら、内容をリフォームして実施していきたいと考えています。

(3) 環境経営に熱心に取り組む県内企業からこうした表彰制度に積極的にチャレンジいただけるよう、あらゆる機会を通じてPRすることにより、環境経営取組の機運醸成を図っていきます。

## 施策名 (431) 環境経営の推進

主担当部局名 環境森林部

## 監査の結果

## 4 三重県庁における環境経営の推進

三重県庁では、本庁舎と全ての県民局及びその周辺機関に、ISO14001を導入して環境負荷の低減に取り組んでおり、電力使用量、廃棄物総発生量などはその削減目標を達成し、一定の成果は出ているが、1人あたりの用紙類購入使用量は増加しているため、目標の達成に向けて県庁全体での取組に一層努められたい。

## 講じた措置（経営企画分野）

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

三重県庁 ISO14001 では15年度の実績として「オフィス活動」、「施設・設備」のうち省資源、省エネ等の7項目を目標としましたが、その中で「用紙類使用量」のみが目標未達成でした。

環境保全活動を進めるためには職員一人ひとりの意識の向上が必要であるとの認識のもと、平成16年度は新規採用職員研修のカリキュラムに環境意識を啓発する項目を組み込むとともに、本庁においては、人権研修と合同による全職員を対象とした研修など、環境教育に重点的に取り組んでいます。

また、今年度は、企業の環境保全取組を参考にするため、三重リコー(株)、(株)INAX 伊賀工場などの現地研修も実施しました。

さらに、部局において、特徴ある環境保全取組については、三重県環境保全推進委員会や総括環境推進委員会などで事例紹介し、積極的に水平展開を図っています。

## 2 取組の成果

庁内LANを活用して定期的に環境推進員が職員の意識向上のためのメール配信を行うなど、部局独自の取組が行われています。

特に、用紙類については、全庁的な動きとして両面コピー、裏面使用の徹底、ミスコピーの防止に努めるとともに、議会をはじめとする共有資料は加除式にする工夫やコピー機などに月毎の室別使用量表示等を行うなどの使用量削減に向けた取組が広がっています。

平成16年度上半期においては、ほぼ目標どおりの進捗状況でしたが、9月に発生した災害の対応等により、用紙類の使用量は増加しています。なお、平成16年度 ISO14001 の取組結果については、平成17年6月の三重県環境保全推進委員会で報告する予定です。

## 平成17年度以降（取組予定等）

平成17年度は認証取得後6年目を迎え、更新時期となるため、環境方針をはじめとした、システムの見直しを行い、環境教育等を通して職員に対して環境意識の向上と一人ひとりの取組の周知徹底を図って、「環境にやさしい県庁」をめざして目標の着実な達成に取り組んでいきます。

施策名 (443) エネルギー対策の推進

主担当部局名 総合企画局

監査の結果

1 県施設への新エネルギー率先導入

平成12年3月に策定した「三重県新エネルギービジョン」を実現するため、平成13年4月に「公共施設等への新エネルギー導入指針」を策定し県施設への新エネルギーの導入を進めており、県施設への太陽光発電システムの導入実績が増加している。

新エネルギーの導入を進める上で、県施設への率先導入は重要であることから、今後はさらに教育委員会等関係部局と連携し、各事業での取組を進められたい。

講じた措置 (経営企画分野)

平成16年度

1 実施した取組内容

(1) 平成16年度に「県施設への新エネルギー率先導入事業」を創設し、重点プログラム(くらし15:みんなで取り組むCO2排出削減プログラム)に位置づけました。

本事業は平成16~18年度の3カ年間に、毎年50kWの太陽光発電設備を県施設へ導入するものです。

2 取組の成果

(1) 「県施設への新エネルギー率先導入事業」により、平成16年度は教育委員会と連携して、県立学校5校(みえ夢学園高校、相可高校、尾鷲高校、緑ヶ丘養護学校、度会養護学校)に合計50kWの太陽光発電設備を設置しました。また、説明用のパンフレットを作成し、生徒や地域住民への新エネルギー普及啓発の取組を行えるよう整備しました。

平成17年度以降

1 改定した新エネルギービジョンに基づき、平成17年度においても引き続き県施設への率先導入を行います。

2 平成17年度は、病院事業庁及び教育委員会と連携し、「県施設への新エネルギー率先導入事業」により県立病院3箇所(総合医療センター、一志病院、志摩病院)、県立学校2校(津高校、伊勢まなび学園)の計5施設に合計50kWの太陽光発電施設の設置を行います。

3 年度当初には各部局に平成16年度の導入実績を照会することにより、県施設への導入量の把握を行うとともに、各部局担当者への新エネルギー導入の意義等についての理解を深めるため、関係部局への普及啓発を行います。

## 施策名 (443) エネルギー対策の推進

主担当部局名 総合企画局

## 監査の結果

## 2 住宅及び小中学校等への太陽光発電システムの導入促進

三重県では、住宅や小中学校等への太陽光発電システムの導入を促進するため、平成13年度から全国に先駆けて、住宅への導入に対し補助を実施している市町村への助成及び小中学校等への導入に対する設置費用の助成（エコスクール支援事業）を実施している。

今後は、こうした制度を活用して県民や市町村の取組が進むよう一層の働きかけを行われたい。

## 講じた措置（経営企画分野）

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

- (1) 平成16年8月9日に市町村職員を対象とした新エネルギー研修会を開催し、事業紹介をおこなったほか、市町村担当部局へ文書等により住宅用太陽光補助制度の創設や補助件数の拡大などの働きかけを行いました。
- (2) 学校への太陽光発電の導入については、県内すべての市町村教育委員会及び私立学校法人へエコスクール支援事業の実施を要請しました。
- (3) 新エネルギーへの理解を深めるため、小学校高学年を対象とする新エネルギー財団の新エネルギー教室を誘致しました。

## 2 取組の成果

- (1) 平成15年度から引き続き、市町村に対し住宅用太陽光発電への補助制度創設を働きかけた結果、平成16年度には補助を実施する市町村が2町増え、17市町（合併前）（導入量356件1,276kW）となりました。
- (2) 平成16年度は、伊勢市立倉田山中学校(20kW)、伊賀市立友生小学校(10kW)、伊賀市立青山小学校(10kW)、熊野市立有馬中学校(20kW)、菟野町立竹永小学校(10kW)、私立第二さくら幼稚園(8kW)の6校に合計78kWの太陽光発電設備が導入され、児童、生徒や地域住民への新エネルギー普及啓発の取組を行えるよう整備がされました。
- (3) 平成16年度は、御園村立御園小学校、久居市立桃園小学校、伊勢市立佐八小学校及び上野小学校、伊賀市立久米小学校の5校で新エネルギー教室が開催され、約400名の児童の新エネルギーに対する理解を深めることができました。

## 平成17年度（取組予定等）

- 1 改定した新エネルギービジョンに基づき、平成17年度においても引き続き住宅及び小中学校等への太陽光発電システムの導入促進を行うとともに、地球温暖化対策や省エネルギー活動等と連携し、一層普及啓発に取り組みます。
- 2 児童生徒の新エネルギーへの理解を深めるため、小学校高学年を対象とした新エネルギー教室などを開催します。

施策名 (443) エネルギー対策の推進

主担当部局名 総合企画局

監査の結果

3 新エネルギーの導入に係る普及啓発

新エネルギーに対する県民、企業、市町村の理解を深めるため、新エネルギーセミナー、クリーンエネルギーフェアなどを実施している。

新エネルギーの導入は地球温暖化対策のほか、災害発生時の対策などとしても有効であることから、住宅、官公署、学校、事業所等への導入が進むよう、関係部局が連携して普及啓発を一層行われたい。

なお、市町村の取組方向を示すビジョンの策定については、市町村担当者研修会等を通じ働きかけを行っているが、平成15年度末で6市町村にとどまっていることから、市町村合併の動向を勘案しながら、市町村への一層の働きかけを行われたい。

講じた措置 (経営企画分野)

平成16年度

1 実施した取組内容

- (1) 農水商工部と連携し、5月に「三重の21世紀リーディング産業展」で企業を対象とした「新エネルギーセミナー」を開催しました。
- (2) 中部電力㈱及び溶融炭酸塩型燃料電池発電システム技術研究組合の協力を得て、8月に市町村の新エネルギー担当職員を対象とした「新エネルギー研修会」を開催しました。
- (3) 環境森林部と連携し、8月の「こどもかんきょう体感フェア」で県民を対象とした「クリーンエネルギーフェア」を開催しました。
- (4) 県及び市町村職員を対象として、7月に平成16年3月に策定した「バイオマスエネルギー利用ビジョン」の説明会を6回開催しました。
- (5) 市町村の新エネルギービジョン策定について、亀山市、いなべ市、松阪市、鳥羽市、志摩市、桑名市、東員町、菟野町、木曾岬町、四日市市、名張市、伊賀市、伊勢市、南島町、多気町に向いて説明し、策定を働きかけました。
- (6) 鈴鹿市の新エネルギービジョン策定、飯高町の木質バイオマスガス化発電事業化可能性調査、海山町の新エネルギー詳細ビジョン策定に対し委員として参画しました。

2 取組の成果

- (1) 「新エネルギーセミナー」に61人が参加するなど、普及啓発活動により延べ約1,600人の県民の方々に、新エネルギーの情報提供を行うことができました。
- (2) 市町村への働きかけの結果、平成17年度に5市町村が新エネルギービジョン策定に取り組む見込みとなりました。
- (3) 地球温暖化防止活動等との連携を強化した結果、平成16年度は新たに、地球温暖化防止活動推進員養成セミナーや県環境学習情報センターの指導者専門講座で講師として新エネルギーに関する情報提供を行うことができました。

平成17年度 (取組予定等)

- 1 今後、改定した「新エネルギービジョン」に基づき、庁内連絡会議を設置して省エネルギーや地球温暖化対策など関係部局との連携を進め、県民の新エネルギーに対する理解をさらに深める具体的な促進策の検討を行うとともに必要な施策を展開し、普及啓発の取組を強化します。
- 2 「市民共同発電所」(※1)や「市民風車」(※2)と言った市民の自主的な新エネルギーへの取組を支援します。
- 3 市町村は、住民と直接接する機会が多く、住民の効果的な普及啓発が期待できることから、引き続き市町村へ訪問する等により新エネルギービジョン策定の働きかけを行います。  
 (※1)：市民が共同で出資してビルの屋上等に太陽光発電設備を設置し運営するもの。  
 (※2)：市民が共同で出資して風力発電施設を設置し運営するもの。

施策名 (443) エネルギー対策の推進

主担当部局名 総合企画局

監査の結果

4 三重ごみ固形燃料発電所の安全性の確保

平成15年度に三重ごみ固形燃料発電所において重大な事故が発生している。

今後、事業を進めるにあたっては、徹底したリスク管理と安全性の確保、事業に対する住民等の理解を得ることに十分留意されたい。

講じた措置(経営企画分野)

平成16年度

1 実施した取組内容

企業庁では、平成15年8月に発生した貯蔵槽の事故後は、RDF(ごみを固形化した燃料)を適正に管理するための基準や危機管理マニュアル等の整備、第三者による施設の点検、発電所の管理運営体制の確立等により、安全性の確保に努めてきました。

- (1) 平成16年2月に地域議会(桑名市、多度町、東員町、桑名広域清掃事業組合)の場や住民説明会により、企業庁が講ずる安全対策について、説明しました。
- (2) 平成16年2月20日から3月24日の間、第三者による施設の点検結果や学識経験者によるアドバイスの基づく発電所の施設改修及び試験調整運転を実施しました。
- (3) 平成16年4月に地域議会の場や住民報告会により、施設の改修状況や試験調整運転の経過などについて、報告を行い、併せて施設見学会を開催しました。
- (4) 平成16年3月末から8月5日の期間において、2号ボイラにあっては約1ヶ月間、1号ボイラにあっては92日間をかけて試運転を行い、施設が安定して稼働することを確認しました。
- (5) 平成16年8月末から9月上旬にかけて、施設の運転を一旦停止し、試運転及び改修効果の検証を行いました。さらにこの結果を踏まえ、地域議会の場や住民報告会により、施設の安全性と安定性を説明しました。

2 取組の成果

- (1) 平成16年9月21日から、発電所の運転を再開しました。
- (2) 平成16年11月には、地域議会の場や住民報告会により、運転再開後の運転状況、新たな貯蔵施設整備の考え方等について説明しました。
- (3) 平成17年3月に、平成17年度末の完成を目途として、新たなRDF貯蔵施設を整備するべく、貯蔵槽築造工事に着手しました。

平成17年度(取組予定等)

- 1 新たなRDF貯蔵施設の整備にあたり、安全性の確保された施設を整備するとともに、説明会等による地域の皆さんへの情報提供や施設完成時の施設見学会を開催し、地域の皆さんの理解を深めていただくよう努めます。

施策名 (512) 県境を越えた交流・連携の推進

主担当部局名 総合企画局

監査の結果

1 近隣府県との連携強化

三重県では、「県民が県境を越えた交流・連携を通じて、有益なサービスを受け取るとともに、積極的に地域づくりに取り組んでいる」ことを目指し、「近畿・中部圏」、「環伊勢湾広域交流圏」、「紀伊半島広域交流圏」の三つの広域交流圏を中心に多様な広域連携事業を行っている。

このうち、「紀伊半島振興対策協議会」や「日本まんなか共和国」については県政の各分野において他府県との交流連携事業が活発に展開され、熊野古道を含む「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録などの成果を上げている。

今後とも、庁内部局等との連携を密にし、新たな広域的課題の把握と効果的な取組を一層進められたい。

講じた措置 (経営企画分野)

平成16年度

1 実施した取組内容

- (1) 近隣府県等との相互理解を図り、三つの広域交流圏を中心に、広域的な観点から多様な分野にわたる交流・連携事業を行い、県境や圏域の枠を越えた広域行政の展開を図りました。
- (2) 日本まんなか共和国知事サミットや文化首都事業を本県で開催し、地域活性化や情報発信に取り組みました。
- (3) 関西広域連携協議会理事会(関西サミット)を「生誕360年 芭蕉さんがゆく 秘蔵のくに伊賀の蔵びらき」事業にあわせて伊賀で開催する等、関西への情報発信に取り組みました。

2 取組の成果

- (1) 近隣府県や庁内関係部局との連携により、新たな広域的課題の把握や交流・連携事業の進行管理に努めた結果、近畿・中部両圏域において多様な分野にわたる交流・連携の取組を実現するとともに、県民の広域連携に関する認知度も高まりました。

平成17年度以降(取組予定等)

1 取組方針

- (1) 広域防災対策や環境保全等県単独では解決することが難しい課題が増えており、複数の府県等が連携して取り組むことによって、より効率的・効果的に解決していく広域交流・連携の取組強化が求められている。引き続き、多様な分野にわたる交流・連携事業を行うとともに、庁内部局とも連携を密にして、事業の進行管理を行っていきます。
- (2) 庁内においては、広域連携事業の進行管理や他府県等との交流で得た情報を庁内関係部局に提供するだけでなく、新たな広域連携事業の企画を提案する等、これまで以上に各部局との連携を深め、広域連携事業の総合行政に取り組みます。

2 主な取組予定

- (1) 伊勢湾総合対策協議会を構成する東海三県一市の連携を密にしながら、伊勢湾再生に向け、国等関係機関も一体となって広域的な取組を進めます。
- (2) 今年度策定した関西広域連携協議会の関西戦略(中期重点方針)に基づいたアクションプランづくりに積極的に対応します。
- (3) 7月開催予定の中部圏知事会議や東海三県一市知事市長会議を本県で開催し、広域連携に主導的な役割を果たしていきます。
- (4) 新たな広域連携として、日本まんなか共和国等において、近畿圏と中部圏の交流・連携について検討していきます。

施策名 (512) 県境を越えた交流・連携の推進

主担当部局名 総合企画局

監査の結果

2 京滋奈三広域交流圏研究会のあり方の検討

京滋奈三広域交流圏研究会は、京都府、滋賀県、奈良県、三重県、京都市の1府3県1市と各経済界で構成され、平成9年度以降シンポジウムの開催等を行ってきたが、平成14年度以降は事業の実施がされておらず他の連携に比べ取組が弱いので、研究会の今後のあり方について検討されたい。

講じた措置（経営企画分野）

平成16年度

1 実施した取組内容

(1) 京滋奈三・広域交流圏研究会では、京滋奈三・広域交流圏ビジョン（平成11年策定）及び京滋奈三・広域交流圏行動指針（平成12年策定）に基づいて、特に、広域観光問題に焦点を定め、国内及び海外の人々にも注目されるような観光ルート・観光資源の発掘と商品づくりに向けての検討を行いました。

\*「観光ルート・観光資源の発掘と商品づくり」のテーマは、三重県（県、県高連）が提案

2 取組の成果

(1) 京滋奈三地域における、魅力ある観光ルートづくりに向けて「おもしろ観光ルート」案をまとめました。

\*参考

京滋奈三・広域交流圏研究会構成員

行政：三重県・滋賀県・京都府・奈良県・京都市の企画担当部局長

経済界：滋賀経済同友会・京都経済同友会・奈良経済同友会の事務局長、

三重県商工会議所連合会・大津商工会議所・京都商工会議所・奈良商工会議所の専務・常務理事

平成17年度以降（取組予定等）

1 取組方針

(1) 当圏域の歴史・文化資源の蓄積を生かした滋賀県・京都府・奈良県・京都市を中心とした広域連携の取組に、平成8年から本県も参画し、京滋奈三・広域交流圏ビジョンを策定する等新たな広域交流圏づくりを進めており、今後もその関わりは必要であると認識しています。

(2) 本県にとっては、伊賀地域を中心とするこのエリアで広域観光や文化の創造を始めとする先導的な取組を連携して行うことにより、地域活性化や情報発信につなげてまいります。

(3) 京滋奈三・広域交流圏研究会の設立経過や地域資源を活用した広域観光等の連携の重要性を踏まえ、引き続き研究会に参画する中で、本県にもメリットになるような広域交流・連携事業に積極的に取り組んでいきます。

2 主な取組予定

(1) 「おもしろ観光ルート」案に基づき、テーマの設定、ルートとエリアの設定等内容を吟味するとともに、現地調査や観光商品企画の専門家へのヒアリング等を行い、観光ルート等の商品づくりにつなげる予定です。

施策名 (523) 住民参画によるまちづくりの推進

主担当部局名 県土整備部

監査の結果

1 住民参画のまちづくり

平成11年度に創設した「住民参画のまちづくり協働事業」などにより、普及・啓発や活動支援に取り組んできた結果、住民参画でまちづくりに取り組む団体が着実に増加するとともに、亀山市旧東海道筋で行った「宿場の賑わい復活プロジェクト」は、住民と行政の協働によるまちづくりが評価され、中部の未来創造大賞を受賞するなどの成果が現れてきている。

施策名 (523) 住民参画によるまちづくりの推進

主担当部局名 県土整備部

監査の結果

2 総合行政の視点での美しい景観づくりの展開

地域住民の良好な景観形成に対するニーズが高まるなか、景観形成のための個別の事業展開だけでなく、一般に実施されている道路や河川、海岸整備等の公共事業や、学校等の施設整備など、景観に影響を及ぼす全ての県事業の実施に当たって、景観への配慮が求められる。

また、県をあげての課題である観光振興のためにも、個性と魅力にあふれた美しい県土づくりを推進する必要があるので、三重県の自然景観や歴史的・文化的資源を生かした景観づくりが全庁的に展開されるよう、部局や分野を超えた総合行政の視点での取組となる仕組みや体制を構築されたい。

講じた措置 (住民参画・保全分野)

平成16年度

1 実施した取組内容

- (1) 自然景観や歴史的・文化的資源を生かしたまちづくりや景観づくりについては、伊勢志摩や松阪・東紀州を重点地域として地域住民や市町村との協働により、農水商工部や地域振興部などと連携を図りながら個性豊かで魅力あるまちづくりに取り組みました。その中で、景観に配慮した公共事業として、鳥羽駅前プロムナードの整備が完成し、伊勢市停車場線の修景整備に着手しました。
- (2) 良好な景観形成への取組については、平成16年6月、景観についての総合的な法律である景観法の制定を受け、部内の関係室が参画するプロジェクトを立ち上げ、良好な景観形成に向けた取組方針について検討を行いました。また、景観形成団体となる意向のある6市との連絡協議会を発足し、景観法の運用について、意見交換を3回実施しました。

2 取組の成果

- (1) 伊勢志摩地域では、空間快適性の向上に向けた取組を進めることができました。また、地域住民のまちづくりを主体的に取り組むという意識も育ちつつあります。松阪・東紀州地域では、参宮街道や熊野古道を生かしたまちづくりに向けて、整備計画をまとめることができました。
- (2) 良好な景観形成に向けた県の取組方針について、まとめることができました。また、景観法の運用に向け、県の支援策や県の同意の観点など、各市の意見を把握することができました。

平成17年度以降 (取組予定等)

- (1) 景観法の制定を受け、全県的な展開を図るため、地域住民や市町村の景観形成への関心を高めることを目的とした「みえの景観づくり推進事業」を実施する予定です。具体的には、地域住民が景観について意見交換を行う交流会の開催や市町村へのアドバイザーの派遣など、地域が主体的に取り組む景観づくりを支援します。また、当事業の実施により、市町村による景観計画の策定をはじめとした景観法の運用や、景観条例の制定につなげていきます。
- (2) 引き続き、地域住民や市町村との協働により、伊勢志摩地域や松阪・東紀州地域を中心に景観に

配慮した公共事業を実施するとともに、公共施設の建設その他の公共事業にかかる良好な景観の形成のための指針の検討など、全ての県事業の実施にあたって、景観への配慮がされるよう取り組みを進めます。

- (3) 景観全般の取り組みについては、景観プロジェクトの検討結果を踏まえ、景観計画や景観条例の制定に向けて検討を進めるなど、景観づくりが総合行政の視点で全庁的な取り組みとなるよう関係部局と協議を進めます。

施策名 (523) 住民参画によるまちづくりの推進

主担当部局名 県土整備部

監査の結果

3 美しい景観づくりのための無電柱化の推進

無電柱化は、美しい景観づくりのためにも欠かせない要素であるが、三重県は、市街地の幹線道路における無電柱化率の平成15年度末実績が全国ワースト3位となっている。

平成16年4月、無電柱化推進計画を策定したが、道路整備事業等との同時施工や地中化以外の方法の導入など、コスト縮減が可能な無電柱化の手法を可能な限り採用し、電線管理者や地元関係者と協働して計画を推進されたい。

講じた措置 (住民参画・保全分野)

平成16年度

1 実施した取組内容

良好な都市環境・住環境の形成、歩行空間のバリアフリー化等の観点から無電柱化を計画的に推進するため、電線管理者等との連携のもと平成16年4月に平成16年度からの5箇年計画である「無電柱化推進計画」を策定し、計画に位置づけられた箇所について事業を進めています。事業の実施にあたっては、街路事業、バリアフリー化事業等と同時施工することでコスト縮減に努めています。

また、地中化以外の無電柱化整備手法について、地域住民や市町村との協働によりまちづくり計画の策定に取り組み、電線管理者とも調整を行っているところです。

2 取組の成果

県管理道路においては、無電柱化推進計画箇所での道路整備事業等を2箇所実施しています。

平成17年度以降 (取組予定等)

1 無電柱化推進計画で位置づけられた箇所の整備を着実に推進するとともに、地中化以外の無電柱化手法について電線管理者等関係機関と引き続き調整を進めてまいります。

2 旧街道のまち並みに配慮し、美しい景観づくりを推進するため、地域住民や市町村との協働により策定したまちづくり計画をもとに、無電柱化(裏配線)事業を2箇所実施する予定です。

施策名 (523) 住民参画によるまちづくりの推進

主担当部局名 県土整備部

監査の結果

4 屋外広告物行政の見直し

地域の景観を形成する重要な要素である屋外広告物については、美観風致の維持及び公衆に対する危害の防止を目的として、条例により、屋外広告物の設置を禁止し、又は制限する地域等を規定しているが、条例違反のものが長期にわたり多数存在していると認識しているにもかかわらず、その実態が正確に把握されておらず、違反に対する措置が徹底されていないので、平成16年に景観法が制定されたことや市町村合併の進展に加え、権限移譲を進めていることもあり、早急に屋外広告物行政の適正化を図りたい。

講じた措置(住民参画・保全分野)

平成16年度

1 実施した取組内容

- (1) 違反広告物に対する是正指導を強化するため、県の所管地域について、県内6業者に委託して屋外広告物の実態を調査しました。
- (2) 違法なビラ等の撤去作業の委託に向けて民間事業者等と協議を行いました。
- (3) 違反広告物の是正のため関係機関(県警・市町村・道路管理者・広告業者等)との「屋外広告物対策協議会」を開催しました。
- (4) 屋外広告物条例を改正し、簡易除却対象物件の拡大等、違反に対する措置の拡充を図りました。
- (5) 屋外広告物行政については、地域の実情に合わせて行われることが理想的であり、地元市町村における景観行政と連携させて、きめ細かく行われることが大切であることから、権限移譲を積極的に進めました。

2 取組の成果

- (1) 県所管地域において、既許可広告物1万7千件を含め、概ね3万件の屋外広告物の実態調査を行い、今後の是正指導の基礎となる個表を作成しました。
- (2) 1事業者と簡易広告物の撤去にかかる契約を締結し、当該事業者において、24件の違反広告物を撤去しました。
- (3) 「屋外広告物対策協議会」に於いて、関係機関が違反広告物の是正に向けて協力して取り組んでいくことを確認しました。
- (4) 屋外広告物事務担当者会議を重ね、違反広告物に対する共通認識の醸成を図りました。
- (5) 簡易広告物の除却、公示、売却等にかかる規定の整備を行い、新たに広告旗等についても除却できるものとし、概ね月間8件の広告旗を除却しています。
- (6) 屋外広告物規制標識を新たに11本設置したことにより、曖昧であった規制地区の境界を明確化することができました。
- (7) 県下47市町村のうち、43市町村に権限を受任していただいています。

平成17年度以降(取組予定等)

- (1) 違法広告物にかかるスポンサー名の公表制度の創設について検討します。
- (2) 違反広告物の削減のため、関係機関と共同でキャンペーン活動を行います。
- (3) 実態調査の結果に基づき、違反広告物について設置者を特定するとともに、違反内容を整理し、是正指導を行っていきます。
- (4) 屋外広告物条例を改正し、屋外広告物業の登録制度、及び登録の取り消しその他の処分に関する規定を設けます。

施策名 (533) 流域圏づくりの推進

主担当課局名 地域振興部

監査の結果

1 宮川流域ルネッサンス事業の充実・発展

国土交通省の「21世紀の国土のランドデザイン」で示されているように、河川の流域を一体的にとらえた活動が重要視されてきており、複数の市町村にわたって流域の住民と一体となった活動が行われている宮川流域ルネッサンス事業の取組は、全国のモデルケースとなりうる先進的なものである。

宮川流域ルネッサンス事業は事業開始から7年を経過し、住民の事業に対する認知度や宮川への関心は高くなってきていることから、これまでの取組を生かし、より多くの人々が参加する継続的な活動となるよう、情報紙やホームページの内容の充実などに取り組み、流域内はもとより、流域外に対する情報発信をさらに積極的に進められたい。

講じた措置 (県土交通分野)

平成 16 年度

1 実施した取組内容

(1) 流域情報誌による情報発信

宮川流域 14 市町村の協力を得て、流域各戸に流域情報誌「リバーボイス宮川」等を配布しました。

(年間 4 回、延べ 32 万部)

(2) ホームページによる情報発信

宮川流域案内人ホームページを流域案内人が中心となって立ち上げ、内容の充実を図りました。

(3) メールマガジンによる情報発信

月 2 回、宮川流域ルネッサンス事業の最新情報を伝えるメールマガジンを発信しました。

(4) 宮川流域エコミュージアムによる情報発信

宮川流域エコミュージアム全国大会を開催し、北海道から奄美大島まで全国各地から、2 日間で延べ約 1,250 名が参加しました。また、宮川流域案内人ホームページに、大会記録を迅速にアップして、情報発信につとめました。

2 取組の成果

(1) ホームページ平均アクセス数が月平均 2,800 件を越え、前年比 150%と大幅に増加しています。

(2) 地域情報誌等の雑誌への掲載が進みました。掲載項目も「宮川流域」として新設されるようになりつつあります。(従来は「伊勢・志摩」または「奥伊勢」)

(3) 宮川流域エコミュージアムがヤフー登録サイトにカテゴリーとして採用され、より全国へ情報発信できるようになりました。

(4) 全国の小中学校に配布される平成 16 年度版「こども環境白書 (環境省)」に取り組みが掲載され、環境を守るまちづくりとして、全国に取り組みが紹介されました。

平成 17 年度以降 (取組予定等)

(1) 流域情報誌による情報発信

宮川流域 14 市町村の協力を得て、流域情報誌の配布に加えて、CATVの活用を進めます。

(2) ホームページによる情報発信

一層の内容の充実を図ります。

(3) メールマガジンによる情報発信

宮川流域 14 市町村の協力を得て、発信部数の増加をめざします。

(4) 宮川流域エコミュージアムによる情報発信

流域内外の人々への情報提供、地域の活動支援のため、拠点施設整備の取組みを支援します。

## 施策名 (533) 流域圏づくりの推進

主担当部局名 地域振興部

### 監査の結果

#### 2 流域圏活動を支える人づくり

これまでの宮川流域ルネッサンス事業の取組によって得られた成果を長く生かすため、地域における人づくりが大切である。

宮川流域案内人は、平成15年度末までに276名となっているが、流域圏の活動を今後住民の自発的なものへと発展させていくため、案内人の資質向上や中心的役割を担う人づくりを進められたい。

また、流域案内人の活動がより充実したものとなるよう、流域案内人相互の情報交換やネットワークの構築について支援されたい。

### 講じた措置（県土交通分野）

#### 平成16年度

##### 1 実施した取組内容

- (1) 宮川流域エコミュージアム全国大会を宮川流域案内人と宮川流域14市町村主導で、9月17、18日に宮川流域各地（15分散会）で実施しました。

※開催目的：「地域主導の取組み」

「流域内外への普及啓発」

「流域案内人の意識の高揚と行政の意識の共有化の促進」

「全国的な知名度の向上」

- (2) 流域案内人養成事業を継続的に実施するとともに、流域案内人相互の情報交換やネットワークの構築を進めるため、宮川流域案内人が中心になって、宮川流域案内人ホームページを立ち上げました。

- (3) 宮川流域エコミュージアムパンフレット改訂版の作成

宮川流域エコミュージアムの普及啓発を進めるため、パンフレット改訂版を作成するとともに、英語版パンフレットもあわせて作成しました。

##### 2 取組の成果

- (1) 宮川流域エコミュージアム全国大会実施にあたっては、大会当日はもとより、人づくりを進める意味から準備に時間をかけて取組みを進めました。自主的に提案された15の分散会について、市町村と流域案内人、地域住民による地域検討会を50回以上も開催し、市町村と流域案内人の意思疎通や中心的役割を担う人づくりが進みました。

- (2) 市町村の理解が進んだことにより、CATVや市町村広報紙による広報が進みつつあります。また、流域案内人の活動を社会教育や地域づくりの核にすえようという市町村も出てきています。

- (3) 宮川流域エコミュージアム全国大会報告書作成にあたっては、流域案内人が中心になるとともに、発行にあたっては、地域のNPOが資金協力を行うなど、地域全体としての取組みが行われました。

#### 平成17年度以降（取組予定等）

- (1) 宮川流域エコミュージアム拠点施設整備の取組みを支援します。

市町村主導の拠点施設の整備を支援すると共に、来訪者への情報提供を強化していきます。

- (2) ホームページの充実

流域案内人相互の情報交換や流域内外への情報提供を進めるため、ホームページの一層の充実を図ります。

- (3) 市町村との連携をすすめ、地域の核となる流域案内人の更なる養成に努め、地域における取組みの拡大を図ります。

宮川流域ルネッサンス協議会に市町村職員を中心としたワーキングを設置し連携を進めると共に、CATVを核とした情報提供の推進に取り組んでいきます。

- (4) 宮川流域エコミュージアム全国大会で中心的役割を担った流域案内人を核に流域案内人相互の情報交換やネットワークの構築を支援していきます。

施策名 (533) 流域圏づくりの推進

主担当部局名 地域振興部

監査の結果

3 県内の各河川流域での活動推進

県内には一級河川7流域をはじめとする多くの河川があり、いくつかの流域では流域圏としてまとまった活動も行われているが、熊野川流域など、川の環境保全などに対する地域の活動があまり見られない流域も存在している。

今後、各流域圏の活動をさらに推進することが求められることから、宮川流域での取組をモデルとして他の流域圏での活動に生かしていくことなど、各流域における県の関わり方や県民との協働の仕組みなどについて検討されたい。

講じた措置 (県土交通分野)

平成16年度

1 実施した取組内容

(1) 流域圏づくり情報交換会の実施

平成16年8月に、各県民局生活創造圏担当者、関連部局担当者、国関係機関を集めて、各流域での取り組みについて、情報の交換を行いました。12月には、各流域別に現地ヒアリングを実施し、現状と課題の整理を行いました。

(2) ホームページへの掲載

農水商工部と連携して設置している「流域圏づくりホームページ」への活動団体登録数の増加に取り組みました。

(3) 関係団体への情報の提供

「流域圏づくりホームページ」に掲載している活動団体に対し、年4回、各流域圏での取り組みについての情報提供を行いました。あわせて、流域圏づくりについての理解を促進するため、「みえの流域圏づくり」チラシを発行しました。

(4) 琵琶湖・淀川流域圏の再生への取り組み

国や関係府県と連携して、琵琶湖・淀川流域圏のネットワークづくりを進めました。

2 取組の成果

(1) 流域圏づくり情報交換会を実施することで、実施主体や状況の異なる他流域の情報を交換することができ、相互の理解や協力が進みつつあります。

(2) 「流域圏づくりホームページ」への活動団体登録数が152団体から178団体に増加しました。

(3) 琵琶湖・淀川流域圏の再生計画が策定され、流域全体での取り組みが行われることになると共に、府県による琵琶湖・淀川流域ネットワークが組織され、情報の共有が図られることになりました。

平成17年度以降 (取組予定等)

(1) 引き続き、県内各流域の流域圏づくりの関係者が参加する形で、情報交換や情報共有を図るため、流域圏づくり情報交換会を実施します。

(2) 「流域圏づくりホームページ」への活動団体登録を進めます。

(3) 関係団体へ各流域圏での取り組みや流域圏づくりについての情報提供を進めます。

(4) 琵琶湖・淀川流域圏については、伊賀県民局とともに、関係府県との連携を進めます。

施策名 (533) 流域圏づくりの推進

主担当部局名 地域振興部

監査の結果

4 県民局での流域圏づくりの取組

河川整備や森林環境の保全、川を対象とした学校教育や生涯学習、流域ごとの歴史文化の保全継承など、様々な分野に流域圏を単位とした取組が求められることから、それぞれの流域を管内に持つ県民局が主体となり、より多くの分野の連携による、流域が一体となった取組を促進されたい。

講じた措置（県土交通分野）

平成16年度

1 実施した取組内容

(1) 流域圏づくり情報交換会の実施

平成16年8月に各県民局生活創造圏担当者、関連部局担当者、国関係機関を集めて、各流域での取組みについて、情報の交換を行いました。12月には、各流域別に現地ヒアリングを実施し、現状と課題の整理を行いました。

(2) 流域圏づくりホームページへの掲載

農水商工部と連携して設置している流域圏づくりホームページへの活動団体登録を進めました。

団体の登録にあたっては、県民局と情報の共有化を図り、登録の拡大を進めました。

(3) 生活創造圏づくりによる取組みとの連携

各生活創造圏づくりの中で、活動している関係団体に対しても、流域圏づくりについての情報提供を行いました。

また、櫛田川においては、宮川流域エコミュージアム推進専門員がイベントのコーディネーターを務めるなど、流域間の連携が図られました。

2 取組の成果

(1) 流域圏づくり情報交換会の実施

各県民局における生活創造圏の状況についての情報の共有化を図った。また、生活創造圏以外の取組みについても、紹介することで、様々な取組みに対する理解も進みました。

(2) 生活創造圏づくりによる取組み

櫛田川における宮川との連携や鈴鹿川における農水商工部との連携など、流域圏づくりにかかる様々な取組みが行われるようになってきました。

(3) 各生活創造圏づくりの中で、活動している関係者、関係団体、約400人に、流域圏づくりの意義や三重県における流域圏づくりの状況について、情報提供を行い、流域圏づくりの取組みについての意識の高揚につながりつつあります。

平成17年度以降（取組予定等）

(1) 引き続き、県内各流域の流域圏づくりの関係者が参加する形で、情報交換や情報共有を図るため、流域圏づくり情報交換会を実施します。

(2) 県民局との連携による「流域圏づくりホームページ」への活動団体登録を進めます。

(3) 各生活創造圏づくりの中で、活動している関係団体に対しての流域圏づくりについての情報提供を進めていきます。

施策名 (551) 高速交通網の整備

主担当部局名 地域振興部

監査の結果

1 中部国際空港への海上アクセスの確保

2005年2月に開港する中部国際空港への県内からの多様なアクセス手段を確保するため、県では津市などからの高速船の運航を支援している。

この海上アクセスルートが、空港の開港後、円滑に運航できるよう適切な支援を行うとともに、県民に認められる有効なアクセス手段となるよう、関係自治体や事業者等と連携し、利便性の向上に向けた積極的な情報提供などに取り組まれない。

講じた措置 (県土交通分野)

平成16年度

1 実施した取組内容

(1) 乗船会の実施

① 平成16年11月13日、14日

海上アクセスの魅力を広く知ってもらうとともに、空港島までの航路を体験してもらうため、公募により乗船会を開催しました。(参加人数：2日間合計で476人)

② 平成17年2月6日

海上アクセスを県民に広くPRし、利用促進を図るため、運航に使用する高速船により、海上アクセス拠点となる「津なぎさまち」から港周辺を巡る体験乗船会を津開港記念イベントの中で開催しました。(津市主催・県共催、参加人数：イベント約5万人・乗船会900人)

(2) 情報提供

① 海外からの来訪者や県内の空港利用者が、新空港や三重県のアクセスルート、さらに県内の公共交通機関を利用する際に活用できるよう、アクセスマップを作成しました。

② 県政だより2月号の特集において、中部国際空港の概要と、アクセス手段を掲載しました。

③ 津ルートの運航事業者が設定した携帯サイトにおいて、運航状況等が確認できるようになりました。

2 取組の成果

平成16年11月と平成17年2月の高速船乗船会の実施後、高速船の予約が増えている状況であり、海上アクセスルートの魅力を認識してもらうことで、広くPRが図れました。

県政だよりへの掲載後、県民の方からの空港やアクセス手段の問い合わせが多く、中でも海上アクセスについての問い合わせは特に多く、県民の関心を集めることができ、海上アクセスルート開設に向けた気運の醸成により、今後の利用促進につながる取り組みでありました。

平成17年度以降 (取組予定等)

今後、県民及び来訪者が、安全、安心なルートとして、海上アクセスを利用できるよう、関係自治体、事業者等と連携して情報提供に取り組んでいきます。

県・市・事業者が共同して4月16日から1週間、全便におけるアンケート調査を実施し、高速船利用者のニーズ等を把握し、より一層の利便性の向上に努めます。

## 施策名 (551) 高速交通網の整備

主担当部局名 地域振興部

## 監査の結果

## 2 東紀州地域の道路整備の促進

東紀州地域に通じる高規格道路については、地元住民を主体とした建設要望活動が積極的に行われ、近畿自動車道紀勢線の尾鷲市～紀伊長島町間が新直轄方式による第一次整備区間として決定されている。また熊野市～尾鷲市間は「一般国道 42 号熊野尾鷲道路」として整備が進められている。

当該地域は、現在、国道 42 号が唯一の基幹道路であり、住民の安心できる生活を確保するため、早期に高規格道路を整備することが必要であり、事業実施主体に対してすみやかな事業の進捗を働きかけるとともに、必要な財源の確保、インターチェンジへのアクセス整備等に取り組み、協働して早期の完成を目指すことが必要である。

## 講じた措置 (県土整備部 道路政策分野)

## 平成 16 年度

## 1 実施した取組内容

近畿自動車道紀勢線については、東紀州地域の安全・安心を守るため、とりわけ、非常に高い確率で発生が懸念されている東南海・南海地震に備え、津波による地域の孤立を防ぐために、一刻も早い整備が強く望まれています。紀勢～勢和間の約 24 km については、用地買収が完了し、工事を実施しています。

平成 16 年度は、

- ・紀伊長島～紀勢間は用地買収に向け、地元調整を進めました。
- ・新直轄方式による整備が行われている尾鷲北～紀伊長島間は、平成 16 年 9 月の台風 21 号により海山町地内で一般国道 42 号が道路決壊し不通となったことにより、喫緊に代替道路の必要に迫られている尾鷲～海山間の早期の整備促進に取り組みました。
- ・一般国道 42 号熊野尾鷲道路は、尾鷲南～三木里間において工事を実施しています。

## 2 取組の成果

- (1) 紀伊長島～紀勢間は事業調整が整い、本年度より用地買収に着手しました。
- (2) 尾鷲北～紀伊長島間についても、尾鷲～海山間を優先整備すべく現地調査が実施されています。
- (3) 一般国道熊野尾鷲道路は、工事進捗が図られています。

## 平成 17 年度以降 (取組予定等)

紀勢～勢和間の内、大宮大台～勢和間について、工事進捗 85% (平成 17 年 1 月末現在) であり平成 17 年度完成予定です。また、大宮大台 IC 関連事業として、IC 料金所と一般国道 42 号を結ぶ大台高架橋についても同時に完成します。紀勢～大宮大台間はその 3 年程度後の完成予定です。

紀伊長島～紀勢間は従来通り有料方式により引き続き整備を進めるとともに、尾鷲北～紀伊長島間は新直轄方式により整備を進めることで、一刻も早い整備がなされるよう、事業調整及び用地取得を進めるとともに関係機関に強く働きかけます。

一般国道熊野尾鷲道路については、尾鷲南～三木里間が平成 19 年度の供用を目指しています。次期整備区間として賀田～新鹿間が発表されており、引き続き整備が進められるよう、事業調整を進めるとともに関係機関に強く働きかけます。

施策名 (551) 高速交通網の整備

主担当部局名 地域振興部

監査の結果

3 第二名神高速道路の整備促進

高規格道路網の根幹として建設が進められている第二名神高速道路においては、県内を通過する区間のうち、菟野町～亀山市間について、まだ施行命令が出ていない状況にある。

このため当面は、第二名神高速道路を利用する自動車等が東名阪自動車道を経由することとなり、当該地域では交通集中による渋滞や環境悪化が懸念されることから、地域住民の主体的な建設要望活動と連携し、早期に建設が決定されるよう働きかけを強化されたい。

講じた措置 (県土整備部 道路政策分野)

平成 16 年度

1 実施した取組内容

第二名神高速道路の早期事業着手に向け、四日市市及び菟野町の地域住民が「第二名神で三重県北勢地域のあしたをつくる会」を、地元経済界が「第二名神促進北伊勢経済団体会議」を結成しており、これらと協働して平成 16 年 6 月 10 日には四日市市内で「第二名神シンポジウム」を開催し、継続的に署名活動を実施しました。また、あらゆる機会を利用しこれらの組織とともに要望活動を実施しています。

また、鈴鹿市及び亀山市においても、平成 17 年 2 月に「第二名神と鈴鹿亀山地域の幹線道路整備を進める会」を地域住民が設立しました。

2 取組の成果

民間組織二団体が設立以来、第二名神高速道路の早期整備を求める署名活動を展開しており、平成 16 年 12 月末現在で約 13 万 6 千人の署名が集まり、活動の広がりを見せています。

「第二名神シンポジウム」においては、約 2,300 名の参加がありました。

また、平成 16 年 10 月 28 日には「市民とともに第二名神全線早期整備を求める意見交換会」が東京で開催され、この中で「第二名神で三重県北勢地域のあしたをつくる会」の会長が意見発表を行いました。

これら民間主導の活動の結果、国及び関係機関の第二名神高速道路の必要性の認識が深まったものと考えられます。

平成 17 年度以降 (取組予定等)

第二名神高速道路の早期整備を目指し、平成 16 年度は四日市菟野地区を中心に活動を行ってきたが、今後は鈴鹿亀山地区にも活動の拠点が出来たため、両地区が協働し活動の輪を広げていく予定です。特に、平成 17 年度は道路公団の民営化が予定されていることから、新会社による事業路線への決定を得るため引き続き民間と連携して活動していきます。

**施策名 (551) 高速交通網の整備**

主担当部局名 地域振興部

**監査の結果****4 道路整備とあわせた地域づくり**

県内では、高速道路の整備計画に対する供用率が、全国平均の78.6%に対して56.9%にとどまっております。早期に整備が進むよう、市町村、地域住民と協働して事業実施主体等へ働きかけを行う必要があります。

また、今後工事が行われ、高速道路が新たに開通する地域では、道路の開通によってつながった都市部にヒトやモノが流れ、地域の活力が減少する「ストロー現象」の発生も懸念されることから、道路の整備とあわせた地域づくりについて、地元住民や自治体等と連携のうえ取り組まれます。

**講じた措置 (地域振興部 県土交通分野、県土整備部 道路政策分野)****平成16年度****1 実施した取組内容**

高速道路供用率が低い原因として、第二名神高速道路、近畿自動車道紀勢線が未供用であることが主要な理由となっています。

このため、両高速道路の地域住民により結成された、「第二名神で三重県北勢地域のあしたをつくる会」、「第二名神促進北伊勢経済団体会議」、「東紀州に高速道路をつくる会」などを通して、地元住民と協働し、高速道路の整備促進に取り組んでいます。

また、平成17年2月には鈴鹿亀山地域住民が、「第二名神と鈴鹿亀山地域の幹線道路整備を進める会」を設立しました。

**2 取組の成果**

第二名神高速道路については、四日市菟野地区の民間組織二団体が設立以来、県や市町と協働の中で話し合いを重ね、地域のおかれている状況を十分理解した上で早期整備を求める署名活動を展開しており、平成16年12月末現在で約13万6千人の署名が集まり活動に広がりを見せています。また、二団体主催により、平成16年6月10日に、四日市市内で「第二名神シンポジウム」を開催し、会場の定員を上回る約2,300名の参加がありました。

近畿自動車道紀勢線については、「東紀州に高速道路をつくる会」が主催し、総会や要望活動、現地見学会などの活動を通じ、これからの地域のあり方が話し合われています。

**平成17年度以降 (取組予定等)**

第二名神高速道路の早期整備を目指し、平成16年度は四日市菟野地区を起点に活動を行ってききましたが、今後は鈴鹿亀山地区にも活動の拠点が出来たため、両地区が協働し活動の輪を広げていく予定です。

近畿自動車道紀勢線については、「東紀州に高速道路をつくる会」を中心に引き続き、地元住民と協働し、事業実施主体に働きかけていきます。

また、今後の高速道路ネットワーク整備にあたっては、他の都市や地域との新たな交流・連携による活力ある地域づくりを促進するため、地元住民や関係機関と連携した取り組みを進めていきます。

施策名 (552) 道路網の整備

主担当部局名 県土整備部

監査の結果

1 安全・安心な道づくりの推進

道路整備については、平成15年度に、「道路整備10箇年戦略」の見直しを行い、「新道路整備戦略」として、道路の新設や拡幅を目的とした事業の15年間の重点整備箇所を選定したところである。道路整備に関する県民アンケートでは「救急車や消防車など緊急車両が早く来られる道路」「安全に通学できる道路」「地震などの災害に強い道路」の重要度が高い。

道路に対する県民のニーズに応えるためには、道路の新設や拡幅と併せて、落石等災害発生危険箇所、交通事故危険箇所の対策や通学路の歩道整備など、既存の道路の安全性を向上させる対策を今後さらに重点的に実施されたい。

特に緊急輸送道路で耐震工事が未実施の橋りょうについては、早期に計画的に実施されたい。

講じた措置 (住民参画・保全分野、道路政策分野)

平成16年度

1 実施した取組内容

落石等災害発生危険箇所対策については、緊急輸送道路における落石等の危険箇所について、平成16年度より重点プログラム事業として危険箇所の解消に取り組んでいます。

交通事故危険箇所について、平成16年度より重点プログラム事業として、交通安全施設を重点的に整備し交通事故の抑止に取り組んでいます。

また、未実施となっている橋梁の耐震対策を計画的、効率的に進めるべく、新たに緊急度について優先順位付けをした整備方針を策定しました。

2 取組の成果

落石等災害発生危険箇所対策については、6箇所が完成しました。

交通事故危険箇所については、18箇所の対策が完了しました。

また、耐震補強対策については、策定した整備方針に従い新たに52橋に着手しました。

平成17年度以降 (取組予定等)

落石等災害発生危険箇所対策については、重点プログラム期間(H16~H18)に29箇所の危険箇所対策を実施することとしており、その達成に向け取り組んでいきます。

交通事故危険箇所については、重点プログラム期間(H16~H18)に全ての交通事故危険箇所34箇所の対策を完了させることとしており、その達成に向け取り組んでいきます。

さらに、2010年度までに緊急輸送道路にある橋梁の耐震補強工事が完了するよう、引き続き事業促進を図ります。

## 施策名 (552) 道路網の整備

主担当部局名 県土整備部

## 監査の結果

## 2 ハード整備とソフト対策を組み合わせた渋滞対策の検討

道路整備戦略により道路整備を進めているものの、渋滞が解消されていない箇所や路線がある。都市部における渋滞対策は、道路整備戦略によるハード整備だけで解決するには多額の投資と年月を要するので、ITS（高度道路交通システム）等のソフト面での対策を今後さらに推進されたい。また、渋滞箇所ごとに、ハード整備とソフト対策を組み合わせた計画を立てて対策を講じ、その成果を検証されたい。

## 講じた措置（道路政策分野）

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

ソフト施策としては、公安委員会が平成15年度から引き続き旅行時間等情報提供システム（AMIS）のエリア拡大、及び公共車輛優先システム（PTPS）の導入を図りました。また、ハード整備としては、平成15年度に策定した新道路整備戦略に基づき、県管理道路の整備を引き続き推進するとともに、抜本的対策として国道1号（北勢バイパス）、国道23号（中勢バイパス）等直轄国道事業を促進しました。

## 2 取組の成果

公安委員会が実施したAMISについてエリアが拡大され、ドライバーのイライラ感解消に貢献しました。また、同じく公安委員会が導入したPTPSにより、バス運行の遅れが短縮されました。

## 平成17年度以降（取組予定等）

道路交通センサス調査を行い交通実態を把握し、渋滞対策の検討を進めていきます。また、公安委員会等が実施するソフト施策の効果拡大を図るためには、道路のハード整備を推進する必要があるため、引き続き、新道路整備戦略に基づく道路整備を推進していきます。さらに、「みえITSアクションプラン」に基づき、統合道路情報システム（交通規制情報の一元化）、道の駅での各種情報提供、道路情報提供装置の設置などITSの各施策を推進します。

## 施策名 (552) 道路網の整備

主担当部局名 県土整備部

## 監査の結果

## 3 道路の計画的な維持管理とライフサイクルコストの観点からの新規整備

厳しい財政状況の中で、平成15年度の維持修繕費が平成10年度に比べて65.8%に減少している一方、高度成長期に構築された橋りょう等の道路構造物の経年劣化による補修や更新が今後急増すると予想されるので、今後の劣化状況を予測した上で、計画的に補修や更新をするとともに、新規整備に当たっては、ライフサイクルコストの観点から、維持管理にかかる費用が少なくなるような整備方法をさらに検討されたい。

## 講じた措置 (住民参画・保全分野、道路政策分野)

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

- (1) 県管理道路の路面補修については、従来より、市町村からの要望や道路パトロールにより、補修箇所を選定し実施してきましたが、より効率的、効果的な維持管理を行うため、路面の劣化状況を数値化した路面性状調査値を活用し、計画的な維持修繕に取り組みました。(住民参画・保全分野)
- (2) 橋梁について、今後の維持更新費用が急増すると予想されるなか、的確に劣化状況を把握し、限られた予算の中で、計画的、効率的な維持補修を行うことが必要となっています。このため平成16年度は、劣化状況を把握するための橋梁点検実施に向けた、橋梁点検マニュアル(案)の策定作業を行っています。(住民参画・保全分野)
- (3) トンネル照明設備のランプを長寿命タイプに変更し、年間ランプ交換数を減らすことにより、維持管理費の削減に取り組みました。(道路政策分野)

## 2 取組の成果

- (1) 県管理道路の路面性状データ値から路面性状の実態を把握し、将来の維持更新需要を予め推計することにより、限られた予算の中で目標としている、望ましい舗装の維持管理指数5以上を確保することができました。(住民参画・保全分野)
- (2) 平成16～17年度で施工する須賀トンネル(延長226m)、鎌倉トンネル(延長663m)では、あわせて今後20年間で約570万円の維持管理費が削減される見込みです。(道路政策分野)

## 平成17年度以降(取組予定等)

- 1 引き続き計画的かつ適切に公共土木施設の維持管理を行うために、定期的な点検等により、施設の劣化状況を把握し、効率的、効果的な維持補修を行うとともに、一層のコスト削減を図ります。  
橋梁について、橋梁点検マニュアル(案)を策定し、これにより順次橋梁点検を実施し、施設の劣化状況を把握するとともに、必要な維持補修を実施します。  
また、橋梁点検で得たデータを基に、計画的な補修計画の立案に向け取り組んでいきます。(住民参画・保全分野)
- 2 現在計画中のトンネルについても、更なる維持管理費の削減に向け取り組むとともに、他の工種についても、維持管理費削減にむけた取り組みを進めていきます。(道路政策分野)

## 施策名 (553) 公共交通網の整備

主担当部局名 地域振興部

## 監査の結果

## 1 総合交通政策の推進

## (i) 総合的な交通政策の策定

人々の移動にかかる交通手段については、全国的に自家用車の分担率が増加する一方、鉄道やバスなどの公共交通機関の分担率が減少傾向にあり、三重県ではさらに全国平均を上回る減少率となっている。

このような状況を改善し、施策の目的である「公共交通機関が、県民の日常生活を支え、交通渋滞の緩和や環境負荷の軽減に寄与している」という状況を実現するため、公共交通機関、道路交通、環境保全、交通事故対策など様々な要素を含んだ総合的な交通政策を策定し、県の交通体系のあるべき姿を明確にされたい。

## 講じた措置(県土交通分野)

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

公共交通を将来にわたって維持・活性化していくためには、公共交通を活かした地域づくりを行う必要があるため、北勢線沿線地域をひとつのモデルケースに選定して、交通特性、需要及び課題等についての調査を行い、「北勢線沿線地域をモデルとした新たな総合交通計画」として取りまとめました。

## 2 取組の成果

本調査では、総合交通の観点から、鉄道事業および道路事業を合わせて検討を行い、公共交通と自動車との適切な役割分担や事業者・住民・行政などの協働など、目標とすべき将来像と今後取り組むべき課題を明らかにしました。

## 平成17年度以降(取組予定等)

平成17年3月に用された中部地方交通審議会の答申「中部圏における今後の交通政策のあり方について」の答申内容を踏まえ、今後、各地域において事業者や行政が連携して行う交通施策の検討の場等において「北勢線沿線地域をモデルとした新たな総合交通計画」を活用していきます。

施策名 (553) 公共交通網の整備

主担当部局名 地域振興部

監査の結果

(2) 関係部局間の連携促進

まちづくり、観光交流、交通安全、環境保全など、県の各部局の事業の中には、公共交通機関と密接に関係するものが多く存在しているが、各部局で取り組まれている事業相互の連携は十分ではない。

人々が移動しやすい交通環境を創出するため、例えば、「公共交通機関を利用しやすいまちづくり」や「公共交通機関で参加しやすいイベント開催」などに取り組めるよう、関係部局の連携による広い視点での交通政策の推進を検討されたい。

講じた措置 (県土交通分野)

平成16年度

1 実施した取組内容

少子・高齢化の進展、交通事故問題、地球温暖化問題、交通分野へのITの活用など交通の諸課題に取り組む関係部局とのワーキングを開催し、北勢地域における公共交通利用促進による、地球温暖化防止実践活動の環境行動計画モデルを検討しました。

三岐鉄道北勢線の東員駅、星川駅の新設について、駅前駐車場、駐輪場や周辺道路整備等を、平成16年度から、県土整備部主管のまちづくり交付金により事業を行うなど、事業間の連携に取り組みました。

2 取組の成果

北勢地域の公共交通利用促進による、地球温暖化防止実践活動に資する、県、市町、交通事業者、地域住民等の協働による、鉄道駅、ショッピングセンターを利用したバス路線へのパークアンドライド社会実験等の環境行動計画モデルを計画しました。

東員駅、星川駅は駐輪場、駐車場やコミュニティバス乗り入れ可能な駅前広場を整備し、平成17年3月26日に開業しました。

平成17年度以降 (取組予定等)

今後も関係部局と連携して、鉄道、バス利用者の利便性を高めながら、公共交通利用の普及啓発活動や、パークアンドライド等の社会実験を実施し、環境負荷の小さい交通への転換に取り組みます。

## 施策名 (553) 公共交通網の整備

主担当部局名 地域振興部

## 監査の結果

## 2 公共交通機関の利便性向上

平成16年に実施された「一万人アンケート」において、鉄道やバスなどの公共交通機関に対する不満度が、全44項目中5番目となっている。また、平成12年度以降のアンケート結果を比較すると年々不満度の比率が上昇している。

このことから、県民が抱えている不満の内容を県が的確に把握し、県民の立場から鉄道やバス事業者とオープンな形で意見交換が行える場を設定するなど、事業者と、国や県、市町村などの行政が連携して課題の解決を目指すことにより、公共交通機関の利便性が向上し、県民の満足につながるような取組を進められたい。

## 講じた措置（県土交通分野）

## 平成16年度

## 1 実施した取組内容

北勢線活性化協働会議に、事業者、地元団体、地元市町と共に参画し、情報交換し、活性化への様々な課題について検討しました。

公共交通事業の経営環境が厳しい中、赤字バス路線、中小民鉄への補助など路線の維持確保を図るための支援を行いました。

(バス)

バスを最後の公共交通手段として地域の生活交通の確保に取り組む市町村や広域的幹線的な路線等を運行する事業者の支援に努めました。

(鉄道)

鉄道事業の近代化を促進し、サービスの改善、保安度の向上を図る設備整備や、駅周辺のまちづくり事業と連携した高速化事業に支援をしました。

## 2 取組の成果

事業者、地元団体、地元市町が連携、協力利用促進として北勢線90周年式典や大泉駅併設の「ふれあいの駅うりぼう」を利用したイベント開催や、星川駅をはじめ駅前駐車場の整備を行いました。

バスについては市町村や事業者へ補助することにより、32市町村が運行する251系統、及び5事業者が運行する85系統が維持され地域の生活交通の確保が図られました。

鉄道事業者2社へ補助を行うことで、新型車両への更新、列車集中制御装置等設備の近代化の促進や、保安度の向上、行き違い設備増設等サービスの改善が図られました。

## 平成17年度以降（取組予定等）

北勢線活性化協働会議で、それぞれの構成団体が行う利用促進策や利便性向上策についての連携を進めていきます。

顧客満足度を高めるためには、サービスを直接提供される現場での対応が重要であると考えており、県民満足に対する事業者の考え方を、把握しながら支援を行っていきます。

(バス)

生活交通であるバス路線を維持・確保するため、32市町村が運行する252系統、及び5事業者が運行する78系統について補助を実施していきます。

(鉄道)

鉄道軌道の利便性向上を図るため引き続き、2事業者へ車両更新、駅舎整備や、行き違い設備等に対して補助を実施していきます。

施策名 (553) 公共交通網の整備

主担当部局名 地域振興部

監査の結果

3 地域が支える公共交通機関の意識醸成

公共交通機関を維持し、利用促進を図るためには、それぞれの地域の住民が、公共交通機関が地域社会の重要な資源であるということを認識し、主体的に関わりを持つことが重要であり、県内において、沿線住民の活動により鉄道路線の存続が図られた地域や、NPOが廃止されるバス路線を主体的に運営して存続させた地域がある。

今後は県内の他の地域でも鉄道やバス路線の撤退が表面化する可能性があることから、地域での公共交通に対する住民の意識が高まり、地域で主体的に公共交通機関を支えることができるよう、「生活交通確保のための地域検討会」の内容を充実するなど、県内各地域の公共交通に対する住民の意識向上に取り組まれない。

講じた措置 (県土交通分野)

平成16年度

1 実施した取組内容

名張市が開催する「名張市人にやさしい移動手段検討委員会」に参画し、住民が主体的に参画する運行方式の検討を行いました。

【検討事項】

- (1) 公共交通への行政の課題
- (2) 今後の方向性
- (3) 移動手段確保のための基本方針
- (4) コミュニティバス導入の検討

2 取組の成果

上記の検討事項を踏まえ、平成16年9月1日から平成17年3月31日まで国津地区において住民による管理運営のコミュニティバス運行の実験を行いました。

平成17年度以降 (取組予定等)

中小鉄道の再生を、まちづくりと連携した取組として図るため、地方鉄道再生計画の策定や、コミュニティバス路線の計画に対しても、住民が参画できるような方策を検討していくとともに、住民による運行を検討する市町村を支援していきます。

毎週火、金曜日発行

購読料 (送料並びに消費税及び地方消費税含む。)

1 箇月 3,000円

1 箇年 36,000円

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.mie.jp/>

平成17年5月10日発行

津市広明町13番地

三重県

印刷・販売 伊藤印刷株式会社

〒514-0027 三重県津市大門32-13

TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862